

改 正 案	現 行	備 考
<p>1-1 船舶安全法施行規則</p> <p>(臨時検査)</p> <p>19.1 (a)～(h) (略)</p> <p>19.2 (a)～(d) (略)</p> <p>19.3 (a) 第9号の「復原性に影響を及ぼすおそれのあるもの」とは、承認された復原性資料と比較して軽荷時の排水量の2パーセントを超える偏差若しくはLfの1パーセントを超える縦方向の重心の偏差が認められた場合又はその偏差が予想される場合とする。</p> <p>(特殊な設備又は構造に係る準備等)</p> <p>30.1 (a) 潜水設備に係る「必要と認める準備」とは、次に掲げる検査の区分に応じてそれぞれ定める準備とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中間検査</p> <p>(i) (1)(ii)に掲げる準備及び効力試験の準備</p> <p>(3) (略)</p> <p>(資料の供与等)</p> <p>51.1 (a)～51.5 (d) (略)</p> <p>(e) 区画規程第2編第3章又は第3編第3章に適合する所要非損傷時メタセンタ高さ曲線(区画規程心得第2編第3章の図B<1>参照)を図51.5<1>及び<2>のように51.1.1(c)(14)の所要メタセンタ高さ曲線図に記載すること。なお、当該曲線図は本船の運航におけるあらゆる喫水及びトリムの範囲を含むこととし、適用されたトリムの値はすべての復原性資料と一致すること。</p> <p>図51.5<1> (略)</p>	<p>1-1 船舶安全法施行規則</p> <p>(臨時検査)</p> <p>19.1 (a)～(h) (略)</p> <p>19.2 (a)～(d) (略)</p> <p>19.3 (a) 第9号の「復原性に影響を及ぼすおそれのあるもの」とは、承認された復原性資料と比較して軽荷時の排水量の2パーセントを超える偏差若しくはLsの1パーセントを超える縦方向の重心の偏差が認められた場合又はその偏差が予想される場合とする。</p> <p>(特殊な設備又は構造に係る準備等)</p> <p>30.1 (a) 潜水設備に係る「必要と認める準備」とは、次に掲げる検査の区分に応じてそれぞれ定める準備とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中間検査</p> <p>(i) (ii)に掲げる準備及び効力試験の準備</p> <p>(3) (略)</p> <p>(資料の供与等)</p> <p>51.1 (a)～51.5 (d) (略)</p> <p>(e) 区画規程第2編第3章又は第3編第3章に適合する所要非損傷時メタセンタ高さ曲線(区画規程心得第2編第3章の図B<1>参照)を図51.5<1>及び<2>のように51.1.1(c)(14)の所要メタセンタ高さ曲線図に記載すること。</p>	

1

<p>図51.5<2> (略)</p> <p>(f) 所要非損傷時メタセンタ高さGOMの計算の基礎となつた損傷範囲、許容傾斜角、許容トリムの条件等を51.1.1(c)(15)の復原性資料説明書に記載すること。</p> <p>(g) (略)</p> <p>(設備の二重化)</p> <p>60-6.1 (a)～(b) (略)</p> <p>(c) 「インマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の直接印刷電信」とは、インマルサット直接印刷電信をいう。</p> <p>(d) 「インマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の無線電話」とは、インマルサット無線電話をいう。</p> <p>別表第1から別表第2の2まで</p> <p>(a)～(aa) (略)</p> <p>(ab) 「固定式泡消火装置用消火剤又は固定式高膨脹泡消火装置用消火剤」には、固定式回転翼航空機甲板泡消火装置用消火剤を含む。</p>	<p>(f) 所要非損傷時メタセンタ高さGOMの計算の基礎となつた損傷範囲、許容傾斜角の条件等を51.1.1(c)(15)の復原性資料説明書に記載すること。</p> <p>(g) (略)</p> <p>(設備の二重化)</p> <p>60-6.1 (a)～(b) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>別表第1から別表第2の2まで</p> <p>(a)～(aa) (略)</p> <p>(新設)</p>	
<p>心得附則(令和元年12月23日)</p> <p>(適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>(a) 令和2年1月1日前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、令和2年7月1日前に建造に着手されたもの)であつて令和6年1月1日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、改正後の19.3(a)、51.2(d)、51.5(e)及び(f)の規定にかかわらず、</p>		

なお従前の例によることができる。		
------------------	--	--

○船舶検査心得 1-4 船舶等型式承認規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>1-4 船舶等型式承認規則</p> <p>第 2 章 型式承認及び検定 (型式承認の申請)</p> <p>5.1 (a) 申請書は、次の様式によること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">型式承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>国土交通大臣 (氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者の氏名又は 名称及び住所 印</p> <p>下記の船舶 (物件) について型式承認を受けたいので、船舶等型式承認規則第 5 条第 1 項の規定により申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 型式承認を受けようとする船舶 (物件) の名称及び型式 2. 型式承認を受けようとする船舶 (物件) を製造する事業場の名称及び所在地 </div> <p>(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。</p> <p>(b) (略)</p> <p>5.2 (a) <u>規則第 5 条第 2 項の書類の提出部数は 1 部 (電子データ又は紙媒体) とする。</u> なお、書類は申請者が希望する場合は本省担当官の了解を得て、直接提出することとして差し支えない。</p>	<p>1-4 船舶等型式承認規則</p> <p>第 2 章 型式承認及び検定 (型式承認の申請)</p> <p>5.1 (a) 申請書は、次の様式によることとし、<u>用紙は、原則として A 列 4 番のものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">型式承認申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 (氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者の氏名又は 名称及び住所 印</p> <p>下記の船舶 (物件) について型式承認を受けたいので、船舶等型式承認規則第 5 条第 1 項の規定により申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 型式承認を受けようとする船舶 (物件) の名称及び型式 2. 型式承認を受けようとする船舶 (物件) を製造する事業場の名称及び所在地 </div> <p>(b) (略)</p> <p>5.2 (a) <u>添付書類は、3 部 (うち 1 部は申請を受けた管海官庁にて保管すること。) 提出させること。</u></p>	

- (b) 申請を受けた管海官庁は、申請書及び手数料納付書が適切であることを確認したうえで、書類（申請者が海事局長へ直接提出することを希望した場合を除く。）とともに海事局長へ送付すること。
- (c) 製造事業場が当該申請に係る型式に適合する船舶又は物件を継続して製造する能力を有することにつき、海事局長より調査を依頼された場合、地方運輸局長は調査を行い、その結果を海事局長へ報告すること。
- (d) 書類は、機密性情報とする。
- (e) (略)

5.3 (a) 規則第5条第3項の必要な書類は、第5条第2項各号に掲げる書類のほか次に掲げる書類とする。ただし、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、(1)（製造工程のフローチャートを除く。）及び(2)の書類の提出を免除して差し支えない。

(1) 製造工程及び品質管理基準

製造工程のフローチャート及び社内検査基準（材料等及び外注品等の納品検査、中間検査及び完成品確認等）。ただし、型式承認を受けようとする船舶又は物件の主要部の製造又は組立の一部又は全部を外注する場合には、外注先の事業者等における製造工程のフローチャート及び社内検査基準を併せて添付させること。

(2)～(6) (略)

(7) 型式承認を受けようとする物件が総務大臣の行う検定に合格した船舶等型式承認規則第6条第1項ただし書きの物件を定める告示（平成8年運輸省告示第161号）で定める物件の場合にあつては、無線機器型式検定規則（昭和36年郵政省令第40号）第9条第1項の規定により交付された無線機器型式検定合格証書の写し

- (b) 地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、提出書類が適切であることを確認した上、提出書類を2部本省へ送付すること。
- (c) 製造事業場が当該申請に係る型式に適合する船舶又は物件を継続して製造する能力を有することにつき、本省より調査を依頼された場合、地方運輸局長は調査を行い、その結果を本省へ報告すること。
- (d) 添付書類は、部外秘とする。
- (e) (略)

5.3 (a) 添付書類は、第5条第2項各号に掲げる書類のほか次に掲げる書類とする。ただし、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、(1)（製造工程のフローチャートを除く。）及び(2)の添付書類の提出を免除して差し支えない。

(1) 製造工程及び品質管理基準

製造工程のフローチャート及び社内検査基準（材料等及び外注品等の納品検査、中間検査及び完成品確認等）。ただし、型式承認を受けようとする船舶又は物件の主要部の製造又は組立の一部又は全部を外注する場合には、外注先の事業者等における製造工程のフローチャート及び社内検査基準を併せて添付させること。

(2)～(6) (略)

(7) 型式承認を受けようとする物件が郵政大臣の行う検定に合格した船舶等型式承認規則第6条第1項ただし書きの物件を定める告示（平成8年運輸省告示第161号）で定める物件の場合にあつては、無線機器型式検定規則（昭和36年郵政省令第40号）第9条第1項の規定により交付された無線機器型式検定合格証書の写し

5

- (b) 第5条第2項の書類の提出の免除は、申請書に添付すべき書類のうち、既に型式承認を受けている型式、または同時に申請する他の型式の申請書に添付する書類と同一内容であるものについて行うこと。

なお、(a)により添付させる書類についても同様とすること。

また、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、第5条第2項第3号及び第4号の書類の提出を免除して差し支えない。

(型式の変更の承認)

8.0 (a) 「法第2条第1項の命令で定める性能等に影響を及ぼすことの少ない変更」とは、アクセサリ等の変更であつて、当該船舶又は物件の基本的な要件に影響を及ぼさない変更をいい、基本的な要件に変更のある場合は別型式として扱う。

- (b) 書類については、5.2及び5.3のうち当該変更箇所に係るものを提出させること。

- (c) 5.1(a)並びに5.2(a)、(b)及び(d)の規定は、本条について準用する。

(型式の変更等の届出)

9.0 (a) 第1号の届出に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

- (1) 第1号の届出には、変更しようとする時期を明記させること。

- (2) 書類の提出については、5.2及び5.3(a)のうち、当該変更に係るものとして差し支えない。

- (3) 5.1(a)並びに5.2(a)、(b)及び(d)の規定は、本条について準用する。

- (b) 第5条第2項の添付書類の提出の免除は、申請書に添付すべき書類のうち、既に型式承認を受けている型式、または同時に申請する他の型式の申請書添付書類と同一内容であるものについて行うこと。

なお、(a)により添付させる書類についても同様とすること。

また、当該船舶又は物件における品質マネジメントシステムの認証を取得している製造事業場の登録書の写しを提出した場合、第5条第2項第3号及び第4号の添付書類の提出を免除して差し支えない。

(型式の変更の承認)

8.0 (a) 「法第2条第1項の命令で定める性能等に影響を及ぼすことの少ない変更」とは、アクセサリ等の変更であつて、当該船舶又は物件の基本的な要件に影響を及ぼさない変更をいい、基本的な要件に変更のある場合は別型式として扱う。

(新設)

(新設)

(型式の変更等の届出)

9.0 (a) 書類の取扱い等については、5.2及び5.3のうち当該変更部門に係るものを提出させること。

(新設)

(新設)

(新設)

6

<p>(4) <u>届出を受けた管海官庁は、届出書及び書類（提出があつた場合のみ）を海事局長へ送付すること。</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(標示)</p> <p>10.0 (a) <u>型式承認番号を標示しようとした場合は、「型式承認番号第〇〇〇〇号」とすること。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 雑則</p> <p>(経由機関)</p> <p>28.0 (a) <u>主たる事業場の所在地が運輸支局長、海事事務所長又は沖縄総合事務局の事務所長（以下「運輸支局長」という。）が管轄する区域にある場合は、地方運輸局長を経由するに当たり、当該運輸支局長を経由して行わせること。</u> (b) <u>型式の船舶又は物件の製造事業場が二以上あり、かつ、当該製造事業場の所在地を管轄する地方運輸局長が二以上にわたる場合は、その主たる製造事業場を管轄する地方運輸局長を経由するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(b) <u>第1号の届出は、原則として変更を実施しようとする期日の1ヶ月前までに行わせること。</u> (c) <u>第2号から第6号の届出は、原則として変更が生じた日から1ヶ月以内に行わせること。</u></p> <p>(標示)</p> <p>10.0 (a) <u>型式承認された船舶又は物件について型式承認番号を付しても差し支えないが、その標示の様式は、「型式承認番号第〇〇〇〇号」を標準とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 雑則</p> <p>(経由機関)</p> <p>28.0 (a) <u>型式承認を受けようとする船舶又は物件に係る製造者の主たる事業場を管轄する地方運輸局長を経由するものとする。</u></p> <p>(新設)</p>
--	--

○船舶検査心得 2-1 船舶構造規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>2-1 船舶構造規則 (錨鎖管及び錨鎖庫)</p> <p>46-2.0 (a) (略) (排水管及び排水口)</p> <p>53.1 (a) <u>回転翼航空機甲板に設ける排水口及び排水管は、他の区域に設ける排水口及び排水管から独立して船外に直接導くものであって、かつ、排水が船舶のいかなる区画にも流入してはならない。</u></p>	<p>2-1 船舶構造規則 (錨鎖管及び錨鎖庫)</p> <p>46-2.0 (a) (略)</p> <p>(新設)</p>	
<p><u>心得附則(令和元年12月23日)</u> (適用期日) <u>本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。</u> (経過措置) (a) <u>令和2年1月1日前に建造され、又は建造に着手されたものについては、改正後の53.1(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p>		

改 正 案	現 行	備 考
2-1-7 船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示	2-1-7 船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示	
<p>(丸窓及び角窓)</p> <p>3.0 (a) (略)</p> <p>(b) 船用丸窓は、<u>日本産業規格 F2413(1997)</u>とする。</p> <p>A 級及び B 級</p> <p>呼び寸法【d】(mm):200、250、300、350、400、450(450 については B 級のみ)</p> <p>開閉:開閉式又は固定式</p> <p>内ふた:あり</p> <p>固定方法:ボルト式又は溶接式</p> <p>C 級</p> <p>呼び寸法【d】(mm):200、250、300、350、400、450</p> <p>開閉:開閉式又は固定式</p> <p>内ふた:なし</p> <p>固定方法:ボルト式又は溶接式</p> <p>(c) 船用角窓は、<u>日本産業規格 F2421(1997)</u>とする。</p> <p>E 級及び F 級</p> <p>呼び寸法【w×h】(mm):300×425、355×500、400×560、450×630、500×710、560×800、900×630、1000×710、1100×800(1100×800 については F 級のみ)</p> <p>開閉:開閉式又は固定式</p> <p>内ふた:あり又はなし</p> <p>固定方法:ボルト式又は溶接式</p>	<p>(丸窓及び角窓)</p> <p>3.0 (a) (略)</p> <p>(b) 船用丸窓は、<u>日本工業規格 F2413(1997)</u>とする。</p> <p>A 級及び B 級</p> <p>呼び寸法【d】(mm):200、250、300、350、400、450(450 については B 級のみ)</p> <p>開閉:開閉式又は固定式</p> <p>内ふた:あり</p> <p>固定方法:ボルト式又は溶接式</p> <p>C 級</p> <p>呼び寸法【d】(mm):200、250、300、350、400、450</p> <p>開閉:開閉式又は固定式</p> <p>内ふた:なし</p> <p>固定方法:ボルト式又は溶接式</p> <p>(c) 船用角窓は、<u>日本工業規格 F2421(1997)</u>とする。</p> <p>E 級及び F 級</p> <p>呼び寸法【w×h】(mm):300×425、355×500、400×560、450×630、500×710、560×800、900×630、1000×710、1100×800(1100×800 については F 級のみ)</p> <p>開閉:開閉式又は固定式</p> <p>内ふた:あり又はなし</p> <p>固定方法:ボルト式又は溶接式</p>	
<u>心得附則(令和元年12月23日)</u> <u>(適用期日)</u>		

<u>本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。</u>		
---------------------------------	--	--

改 正 案	現 行	備 考
2-3 船舶防火構造規則 (同等効力)	2-3 船舶防火構造規則 (同等効力)	
4.0 (a) (略)	4.0 (a) (略)	
(b) <u>回転翼航空機甲板を有する船舶の当該甲板の構造部材として鋼又は鋼と同等と認めるアルミニウム合金以外の低融点金属を使用しようとするものについては、資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。</u>	(b) <u>ヘリコプター甲板を有する船舶の当該甲板の防火構造については、資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。</u>	
(窓)	(窓)	
15.2 (a) (略)	15.2 (a) (略)	
(削除)	(b) <u>「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、自動スプリングラ・ヘッドが窓に対して備え付けられている場合をいう。」</u>	
(通風装置)	(通風装置)	
16.1.3 (a) 「管海官庁が適当と認める措置を講じたダクト」とは、(1)又は(2)の要件に適合するダクトをいう。 (1)～(2) (略)	16.1.3 (a) 「管海官庁が適当と認める措置を講じたダクト」とは、(1)又は(2)の要件に適合するダクトをいう。 <u>ただし、調理室の排気用のダクトについては、(2)の要件に適合するダクトに限る。</u> (1)～(2) (略)	
(貨物タンクの通気装置等)	(貨物タンクの通気装置等)	
51-4.1 (a)～51-4.3 (a) (略)	51-4.1 (a)～51-4.3 (a) (略)	
(回転翼航空機甲板の防火措置)	(新設)	
52.3 (a) <u>「管海官庁が適当と認める防火措置」については、附属書「4」によること。</u>	(新設)	

防火規則心得附属書「4」 <u>回転翼航空機甲板に給油設備等を有する場合の防火措置の指針</u>	(新設)	
1. 適用 <u>回転翼航空機の給油や格納のための設備を有する回転翼航空機甲板の防火措置については、本附属書の定めるところによる。</u>	(新設)	
2. 基準	(新設)	
2.1 給油設備のうち燃料油タンクを設ける場所は、次に掲げる要件に適合するものであること。 .1 <u>可能な限り、居住区域、脱出経路及び乗艇場所から離れた場所に設けられていること。</u> .2 <u>発火源を有する場所から隔離されていること。</u> .3 <u>漏油を防止するための措置が講じられていること。</u> .4 <u>損傷の防止のための措置が講じられていること。</u>	(新設)	
2.2 持ち運び可能な燃料油タンクが使用される場合は、特に次に掲げる事項に留意すること。 .1 <u>本来の目的に係るタンク的设计</u> .2 <u>備え付け及び固定措置</u> .3 <u>接地</u> .4 <u>検査手順</u>	(新設)	
2.3 <u>給油設備のうち燃料油ポンプは、火災の際に離れた安全な位置から停止することができる手段を有すること。重力式送油装置が設置されている場合には、燃料油の供給を遮断するための措置が講じられていること。</u>	(新設)	
2.4 <u>給油設備のうち燃料油タンクと燃料油ポンプの間の配管は、鋼又はこれと同等の材料とし、可能な限り短く、かつ、損傷に対して保護されていること。また、同時に複数のタンクに燃料油を供給できる構造でないこと。</u>	(新設)	

2.5	給油設備のうち電気式の燃料油ポンプ及び制御装置は、 使用される場所及び危険性について考慮されたものである こと。	(新設)
2.6	給油設備のうち燃料油ポンプは、送油又は給油ホースの 過圧を防止するための措置を講じたものであること。	(新設)
2.7	給油作業に使用されるすべての設備は、接地されること。	(新設)
2.8	「禁煙」の表示が適切な場所に掲示されていること。	(新設)
2.9	格納、給油又は整備のための設備を含む区画は、防火構 造、固定式消火装置及び火災探知装置の要件に関して、船 舶防火構造規則又は船舶消防設備規則の適用上、特定機関 区域として取り扱うこと。	(新設)
2.10	閉囲された格納庫又は給油装置を有する閉囲された区域 には、次の要件に適合する機械通風装置を備えること。 1. 他の通風装置から独立していること。 2. 一時間につき当該区域の容積の10倍以上（貨物船の 場合にあつては、当該区域の容積の6倍以上）の容積の 空気を換気することができること。 3. 当該区域内を有効に通風することができること。 4. 排気口は、発火源となる機器及び設備から離れた安 全な場所に設けられていること。 5. 通風量の減少を表示する表示器が船橋に備え付けら れていること。 6. 当該区域の外部の場所から制御できること。 7. 火花を発生しないものであること。	(新設)
2.11	閉囲された格納庫又は給油装置を有する閉囲された区域 に設ける電気機械、電気器具及び電路は以下の要件に適合 すること。 1. 甲板上0.45m以内の位置に設けるものは、防爆型のも のであること。 2. 上記.1以外の場所に設けるものは、火花の漏れを防 ぐように適当に保護されたものであること。	(新設)

13

2.12	閉囲された格納庫又は給油装置を有する閉囲された区域 からの排気ダクト内に設ける電気機械、電気器具及び電路 は防爆型のものであること。	(新設)
2.13	給油設備及び格納施設に関する安全上の予防措置、手順 及び設備についての要件の説明及びチェックリストを含む 操作手引書を備えること。当該手引書は、船舶の緊急時に おける対応手順の一部とすることができる。	(新設)
2.14	給油作業に係る操作手引書には、当該作業の間、従うべ き手順及び安全上の予防措置として、以下の事項を含める こと。 1. ヘリコプターの運航が予想される場合は、救助及び 消火活動に備えるため、訓練を受けた2名以上の消防要 員が配置されること。 2. 給油作業を行う場合には、消防要員が立ち会うこと。 3. 給油作業に立ち会う消防要員は、給油活動には関与 してはならないこと。	(新設)
2.15	訓練及び設備の試験のための追加の消火剤を備えるこ と。	(新設)
<p>心得附則(令和元年12月23日) (適用期日) 本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。 (経過措置) (a) 令和2年1月1日前に建造され、又は建造に着手さ れたものについては、改正後の4.0(b)、52.3(a)の規定に かわかわらず、なお従前の例によることができる。</p>		

14

改 正 案	現 行	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																
2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示 (隔壁及び甲板)	2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示 (窓)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
5.0.5 (a)～(b) (略)	5.0.5 (a)～(b) (略)																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
5.0.6 (a) 旅客定員が36人以下の旅客船の隔壁としての「管海官庁が適当と認める仕切り」は、隣接する場所に応じて、表5.0.6<1>に定める仕切りとする。	5.0.6 (a) 旅客定員が36人以下の旅客船の隔壁としての「管海官庁が適当と認める仕切り」は、隣接する場所に応じて、表5.0.6<1>に定める仕切りとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
表5.0.6<1> 旅客定員36人以下の旅客船の隔壁の要件	表5.0.6<1> 旅客定員36人以下の旅客船の隔壁の要件																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 5%;">(1) 制御場所等</th> <th style="width: 5%;">(2) 通路等</th> <th style="width: 5%;">(3) 居住区域</th> <th style="width: 5%;">(4) 階段等</th> <th style="width: 5%;">(5) 火災の危険の少ない業務区域</th> <th style="width: 5%;">(6) 特定機関区域</th> <th style="width: 5%;">(7) 特定機関区域以外の機関区域</th> <th style="width: 5%;">(8) 貨物区域</th> <th style="width: 5%;">(9) 火災の危険の多い業務区域</th> <th style="width: 5%;">(10) 開放された甲板上の場所等</th> <th style="width: 5%;">(11) 車両区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 制御場所等</td> <td>A6C</td> <td>*</td> <td>A6C</td> <td>A6D</td> <td>A13</td> <td>A6C</td> <td>A13</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>12 通路等</td> <td>A2b</td> <td>*</td> <td>A13</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>13 居住区域</td> <td>A30</td> <td>*</td> <td>A13</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>14 階段等</td> <td>A30</td> <td>*</td> <td>A13</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>15 火災の危険の少ない業務区域</td> <td>A6D</td> <td>*</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>16 特定機関区域</td> <td>A6D</td> <td>*</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>17 特定機関区域以外の機関区域</td> <td>A6D</td> <td>*</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>18 貨物区域</td> <td>A6D</td> <td>*</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>19 火災の危険の多い業務区域</td> <td>A6D</td> <td>*</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>20 開放された甲板上の場所等</td> <td>A6D</td> <td>*</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>21 車両区域</td> <td>A6D</td> <td>*</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> </tbody> </table>	場所	(1) 制御場所等	(2) 通路等	(3) 居住区域	(4) 階段等	(5) 火災の危険の少ない業務区域	(6) 特定機関区域	(7) 特定機関区域以外の機関区域	(8) 貨物区域	(9) 火災の危険の多い業務区域	(10) 開放された甲板上の場所等	(11) 車両区域	11 制御場所等	A6C	*	A6C	A6D	A13	A6C	A13	A6D	A6D	A6D	A6D	12 通路等	A2b	*	A13	A6D	13 居住区域	A30	*	A13	A6D	14 階段等	A30	*	A13	A6D	15 火災の危険の少ない業務区域	A6D	*	A6D	16 特定機関区域	A6D	*	A6D	17 特定機関区域以外の機関区域	A6D	*	A6D	18 貨物区域	A6D	*	A6D	19 火災の危険の多い業務区域	A6D	*	A6D	20 開放された甲板上の場所等	A6D	*	A6D	21 車両区域	A6D	*	A6D	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 5%;">(1) 制御場所等</th> <th style="width: 5%;">(2) 通路等</th> <th style="width: 5%;">(3) 居住区域</th> <th style="width: 5%;">(4) 階段等</th> <th style="width: 5%;">(5) 火災の危険の少ない業務区域</th> <th style="width: 5%;">(6) 特定機関区域</th> <th style="width: 5%;">(7) 特定機関区域以外の機関区域</th> <th style="width: 5%;">(8) 貨物区域</th> <th style="width: 5%;">(9) 火災の危険の多い業務区域</th> <th style="width: 5%;">(10) 開放された甲板上の場所等</th> <th style="width: 5%;">(11) 車両区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 制御場所等</td> <td>A6C</td> <td>*</td> <td>A6C</td> <td>A6D</td> <td>A13</td> <td>A6C</td> <td>A13</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>12 通路等</td> <td>A2b</td> <td>*</td> <td>A13</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>13 居住区域</td> <td>A30</td> <td>*</td> <td>A13</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>14 階段等</td> <td>A30</td> <td>*</td> <td>A13</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>15 火災の危険の少ない業務区域</td> <td>A6D</td> <td>*</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>16 特定機関区域</td> <td>A6D</td> <td>*</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>17 特定機関区域以外の機関区域</td> <td>A6D</td> <td>*</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>18 貨物区域</td> <td>A6D</td> <td>*</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>19 火災の危険の多い業務区域</td> <td>A6D</td> <td>*</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>20 開放された甲板上の場所等</td> <td>A6D</td> <td>*</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> <tr> <td>21 車両区域</td> <td>A6D</td> <td>*</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> <td>A6D</td> </tr> </tbody> </table>	場所	(1) 制御場所等	(2) 通路等	(3) 居住区域	(4) 階段等	(5) 火災の危険の少ない業務区域	(6) 特定機関区域	(7) 特定機関区域以外の機関区域	(8) 貨物区域	(9) 火災の危険の多い業務区域	(10) 開放された甲板上の場所等	(11) 車両区域	11 制御場所等	A6C	*	A6C	A6D	A13	A6C	A13	A6D	A6D	A6D	A6D	12 通路等	A2b	*	A13	A6D	13 居住区域	A30	*	A13	A6D	14 階段等	A30	*	A13	A6D	15 火災の危険の少ない業務区域	A6D	*	A6D	16 特定機関区域	A6D	*	A6D	17 特定機関区域以外の機関区域	A6D	*	A6D	18 貨物区域	A6D	*	A6D	19 火災の危険の多い業務区域	A6D	*	A6D	20 開放された甲板上の場所等	A6D	*	A6D	21 車両区域	A6D	*	A6D																																																																																																																																																											
場所	(1) 制御場所等	(2) 通路等	(3) 居住区域	(4) 階段等	(5) 火災の危険の少ない業務区域	(6) 特定機関区域	(7) 特定機関区域以外の機関区域	(8) 貨物区域	(9) 火災の危険の多い業務区域	(10) 開放された甲板上の場所等	(11) 車両区域																																																																																																																																																																																																																																																																																							
11 制御場所等	A6C	*	A6C	A6D	A13	A6C	A13	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
12 通路等	A2b	*	A13	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
13 居住区域	A30	*	A13	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
14 階段等	A30	*	A13	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
15 火災の危険の少ない業務区域	A6D	*	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
16 特定機関区域	A6D	*	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
17 特定機関区域以外の機関区域	A6D	*	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
18 貨物区域	A6D	*	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
19 火災の危険の多い業務区域	A6D	*	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
20 開放された甲板上の場所等	A6D	*	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
21 車両区域	A6D	*	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
場所	(1) 制御場所等	(2) 通路等	(3) 居住区域	(4) 階段等	(5) 火災の危険の少ない業務区域	(6) 特定機関区域	(7) 特定機関区域以外の機関区域	(8) 貨物区域	(9) 火災の危険の多い業務区域	(10) 開放された甲板上の場所等	(11) 車両区域																																																																																																																																																																																																																																																																																							
11 制御場所等	A6C	*	A6C	A6D	A13	A6C	A13	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
12 通路等	A2b	*	A13	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
13 居住区域	A30	*	A13	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
14 階段等	A30	*	A13	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
15 火災の危険の少ない業務区域	A6D	*	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
16 特定機関区域	A6D	*	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
17 特定機関区域以外の機関区域	A6D	*	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
18 貨物区域	A6D	*	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
19 火災の危険の多い業務区域	A6D	*	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
20 開放された甲板上の場所等	A6D	*	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
21 車両区域	A6D	*	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D	A6D																																																																																																																																																																																																																																																																																							
備考	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1. 本表中(1)から(11)までの場所は、次に定めるとおりとする。	1. 本表中(1)から(11)までの場所は、次に定めるとおりとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(1) 制御場所等 別表第1備考1(1)による。	(1) 制御場所等 別表第1備考1(1)による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(2) 通路等 通路及びロビー	(2) 通路等 通路及びロビー																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(3) 居住区域	(3) 居住区域																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

<p style="text-align: center;">別表第8備考1(3)による。</p> <p>(4) 階段等 別表第8備考1(4)による。</p> <p>(5) 火災の危険の少ない業務区域 別表第8備考1(5)による。</p> <p>(6) 特定機関区域 特定機関区域</p> <p>(7) 特定機関区域以外の機関区域 別表第8備考1(7)による。</p> <p>(8) 貨物区域 貨物区域(車両区域を除く。)</p> <p>(9) 火災の危険の多い業務区域 別表第8備考1(9)による。</p> <p>(10) 開放された甲板上の場所等 別表第8備考1(10)による。</p> <p>(11) 車両区域 車両区域</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 別表第1備考2から4まで及び6、別表第2備考3並びに別表第8備考5の規定は、本表について準用する。</p> <p>(b) 旅客定員が36人以下の旅客船の甲板としての「管海官庁が適当と認める仕切り」は、隣接する場所に応じて、表5.0.6<2>に定める仕切りとする。</p> <p style="text-align: center;">表5.0.6<2> 旅客定員が36人以下の旅客船の甲板の要件</p>	<p style="text-align: center;">居住区域</p> <p>(4) 階段等 別表第5備考1(4)による。</p> <p>(5) 火災の危険の少ない業務区域 別表第5備考1(5)による。</p> <p>(6) 特定機関区域 特定機関区域</p> <p>(7) 特定機関区域以外の機関区域 特定機関区域以外の機関区域</p> <p>(8) 貨物区域 貨物区域(車両区域を除く。)</p> <p>(9) 火災の危険の多い業務区域 別表第5備考1(9)による。</p> <p>(10) 開放された甲板上の場所等 別表第5備考1(10)による。</p> <p>(11) 車両区域 車両区域</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 別表第1備考2から4まで及び6、別表第2備考3並びに別表第5備考5の規定は、本表について準用する。</p> <p>(b) 旅客定員が36人以下の旅客船の甲板としての「管海官庁が適当と認める仕切り」は、隣接する場所に応じて、表5.0.6<2>に定める仕切りとする。</p> <p style="text-align: center;">表5.0.6<2> 旅客定員が36人以下の旅客船の甲板の要件</p>
---	--

第5章 総トン数五〇〇トン以上のタンカーの防火構造
(隔壁及び甲板)
32.3 (a) 本項の規定において、別表第10備考1に明示されていない場所の分類については、表23.3<1>によることを標準とする。

第6章 貨物フェリー等の防火構造
(隔壁及び甲板)
39.2 (a) 23.3 (a)は、本項について準用する。

告示別表第1

- (a)～(e) (略)
(f) 選択式触媒還元脱硝装置、排ガス再循環装置又は排ガス浄化装置に供する尿素等の薬剤を貯蔵するタンクが設置される区画（当該タンクが機関区域等に分類される区画に設置される場合を除く。）については、備考1(10)に該当するものとして取り扱うこととする。

告示別表第8

- (a) 区分(11)のロールオン・ロールオフ貨物区域等と区分(11)のロールオン・ロールオフ貨物区域等の境界となる隔壁の仕切りについては、次に掲げるところによること。
(1) 固定式消火装置によって保護される1の場所の境界の隔壁をA30級のA級仕切りとすること。
(b) (略)
(c) (略)

告示別表第9

- (a) 区分(10)の開放された甲板上の場所等と区分(11)のロー

第5章 総トン数五〇〇トン以上のタンカーの防火構造
(新設)
(新設)

第6章 貨物フェリー等の防火構造
(新設)
(新設)

告示別表第1

- (a)～(e) (略)
(新設)

告示別表第8

- (新設)
(新設)
(a) (略)
(b) (略)

告示別表第9

- (新設)

- ルオン・ロールオフ貨物区域等との境界となる甲板の仕切りについては、次に掲げるところによること。
(1) 開放された甲板上の場所等に設けるハッチは、A0級のA級仕切りの要件を適用しない。ただし、当該ハッチは鋼製のものでなければならない。
(2) 開放された甲板上の場所等に設けるロールオン・ロールオフ貨物区域等への出入口の戸は、A0級のA級仕切りの要件を適用しない。ただし、当該戸は鋼製のものでなければならない。
(3) ロールオン・ロールオフ貨物区域等に隣接する開放された甲板上の場所等の甲板上に設ける鋼製の通風筒には、A0級のA級仕切りの要件を適用しない。
(b) 区分(11)のロールオン・ロールオフ貨物区域等と区分(11)のロールオン・ロールオフ貨物区域等の境界となる甲板の仕切りについては、次に掲げるところによること。
(1) 固定式消火装置によって保護される1の場所の境界の甲板をA30級のA級仕切りとすること。
(2) 当該区間間の甲板に設けるハッチは、A級仕切りの要件を適用しない。ただし、当該ハッチは鋼製のものでなければならない。
(3) 上記(1)の規定によりA30級のA級仕切りとする甲板に設ける可動式ランプは鋼製のものとし、A30級のA級仕切りと同等の防熱が施されていること。ただし、油圧シリンダー、当該シリンダーの配管、付属品等の可動部及び可動部の補助部材のうち、構造強度に寄与しないものはこの限りでない。本規定は車両の荷役のための非水密戸にも適用して差し支えない。
(4) ロールオン・ロールオフ貨物区域等の通風ダクトが、他のロールオン・ロールオフ貨物区域等を通る場合、当該ダクトにA30級のA級仕切りと同等の防熱が施されていること。ただし、防火告示第26条第2項第2号の要件に適合する

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

<p>場合はこの限りでない。</p> <p>(c) (略)</p>	(a) (略)	
<p>心得附則(令和元年12月23日) (適用期日) 本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。</p>		

○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1 船舶設備規程 (特殊な船舶)</p> <p>4.0 (a)～(h) (略) (i) (略) (1)～(2) (略) (3) <u>国海貨第65号(平成17年3月15日付)</u>に基づき、船員の育成及び確保に資することを目的として船員室を設け、これにより総トン数500トン以上510トン未満となることについて、地方運輸局等の内航事業担当課の確認を受けたことを証する書類(国海貨第65号(平成17年3月15日付)別紙様式1)の交付を受けた船舶であること。</p> <p>(乗降船設備)</p> <p>105.0 (a) 「<u>適当ノ乗降船設備</u>」とは、国際航海に従事する旅客船にあっては附属書[11]に適合する乗降船設備とし、国際航海に従事しない旅客船にあっては附属書[11]又は日本産業規格(F2605、F2612、F2613、F2621、F2623等)に適合する乗降船設備とする。</p> <p>第四章 船員に関する設備 第1節 通則</p> <p><u>(A) 公用に供される船舶については、本第4章の規定の適用において、海上保安庁の船舶と同様に取り扱って差し支えない。</u></p> <p>(回転翼航空機着船場所等)</p> <p>122-8.1 (a) 「<u>回転翼航空機着船区域</u>」には、定期的なヘリコプターの発着のため設計されるものは含まない。</p>	<p>3-1 船舶設備規程 (特殊な船舶)</p> <p>4.0 (a)～(h) (略) (i) (略) (1)～(2) (略) (3) <u>国海内第43号(平成30年7月30日付)</u>に基づき、船員の確保・育成を目的とした船員室の増設又は拡大について、地方運輸局等の内航事業担当課の確認を受けたことを証する書類の交付を受けた船舶であること。</p> <p>(乗降船設備)</p> <p>105.0 (a) 「<u>適当ノ乗降船設備</u>」とは、国際航海に従事する旅客船にあっては附属書[11]に適合する乗降船設備とし、国際航海に従事しない旅客船にあっては附属書[11]又は日本工業規格(F2605、F2612、F2613、F2621、F2623等)に適合する乗降船設備とする。</p> <p>第四章 船員に関する設備 第1節 通則</p> <p>(新設)</p> <p>(回転翼航空機着船場所等) (新設)</p>	

(b) 「回転翼航空機着船区域」については、附属書[9]によること。

122-8.2(a) 回転翼航空機つり上げ区域には、揚収作業用の直径5mの障害物のない平坦な場所(以下「揚収場所」という。)及び回転翼航空機の飛行区域を確保し、図122-8.2<1>に従って標示すること。この場合において、回転翼航空機の全長は20m、ローター径は16mとする。



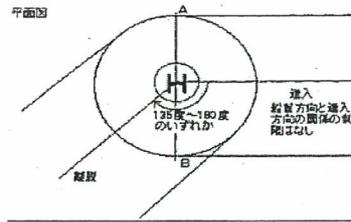
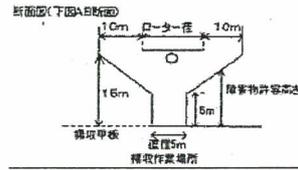
(備考)

1. 外側の飛行区域の標示は黄色の破線とし、0.3m幅とすること。
2. 内側の飛行区域の標示は0.1m未満の細い線で表示して差し支えない。
3. 「WINCH ONLY」の文字は白色で標示すること。

図122-8.2<1>揚収場所及び飛行区域の標示の例

122.8.1 (a) 「回転翼航空機が着船して救助を行うことができる空間」については、附属書[9]によること。

122-8.2(a) 図122-8.2<1>に従って、揚収作業用の直径5mの障害物のない平坦な場所(以下「揚収場所」という。)及び回転翼航空機の飛行区域を確保すること。この場合において、回転翼航空機の全長は20m、ローター径は16mとする。なお、回転翼航空機の進入方向は、船舶に対していずれの角度から進入するものであっても差し支えない。



(削除)
(削除)

- (b) 風向きがわかる吹き流し等の風向指示器を設けること。
(c) 揚収場所、周辺の障害物、風向指示器等を照らすことができる適当な照明装置を設けること。

(デジタル選択呼出装置)

146-38-2.1 (a) (略)

146-38-2.2 (a) 「インマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の直接印刷電信」とは、インマルサット直接印刷電信をいう。

(b) 「インマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の無線電話」とは、インマルサット無線電話

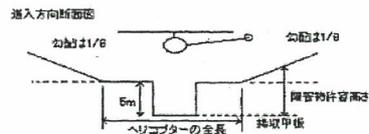


図122-8.2<1>揚収場所及び飛行区域

- (b) 揚収場所を設ける甲板は非反射の暗色で塗装すること。
(c) 図122-8.2<2>に従って、揚収場所の縁を幅0.2mの黄色の実線で標示し、かつ、揚収場所の中心に「H」の文字を幅0.4mの白色の実線で標示すること。

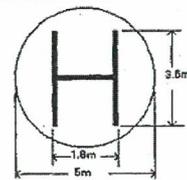


図122-8.2<2>揚収場所の標示

- (d) 風向きがわかる吹き流し等の風向指示器を設けること。
(e) 揚収場所、周辺の障害物、風向指示器等を照らすことができる適当な照明装置を設けること。

(デジタル選択呼出装置)

146-38-2.1 (a) (略)

(新設)

(新設)

をいう。

(c) (略)

(無線電信等の施設)

311-22.0 (a)～(d) (略)

第1項第3号備考二に掲げる船舶に対する一般通信用無線電信等については、当該船舶の従業制限又は航行区域に応じ、以下に掲げる無線設備のいずれかとする。

(1) 100GT未満の漁船

SSB無線電話

27MHz無線電話

40MHz無線電話

マリンホン(マリンホンのサービスエリア内を航行するものに限る。)

サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、

インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、

インマルサットFB

イリジウム

Isat Phone Pro、Isat Phone 2

146-38-2.2 (b) (略)

(無線電信等の施設)

311-22.0 (a)～(d) (略)

(e) 第1項第3号備考二に掲げる船舶に対する一般通信用無線電信等については、当該船舶の従業制限又は航行区域に応じ、以下に掲げる無線設備のいずれかとする。

(1) 100GT未満の漁船

SSB無線電話

27MHz無線電話

40MHz無線電話

マリンホン(マリンホンのサービスエリア内を航行するものに限る。)

サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、

インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、

インマルサットFB

イリジウム

Isat Phone Pro

25

Oceana 800

スラヤ衛星電話

(2) 近海区域を航行区域とする船舶(100GT以上の旅客船及び限定近海貨物船を除く。)

SSB無線電話

サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、

インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、

インマルサットFB

イリジウム

Isat Phone Pro、Isat Phone 2

Oceana 800

スラヤ衛星電話

(3) 限定近海貨物船

SSB無線電話

サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航

Oceana 800

スラヤ衛星電話

(2) 近海区域を航行区域とする船舶(100GT以上の旅客船及び限定近海貨物船を除く。)

SSB無線電話

サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、

インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、

インマルサットFB

イリジウム

Isat Phone Pro

Oceana 800

スラヤ衛星電話

(3) 限定近海貨物船

SSB無線電話

サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航

26

行するものに限る。)

ワイドスター・DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB

イリジウム

Isat Phone Pro、Isat Phone 2

Oceana 800

スラヤ衛星電話

(4) 沿海区域を航行区域とする船舶(限定沿海区域を航行区域とする船舶及び小安則第2条第3項に規定する沿岸小型船舶を除く。)

SSB無線電話

VHF無線電話

27MHz無線電話

40MHz無線電話

サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスター・DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

行するものに限る。)

ワイドスター・DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB

イリジウム

Isat Phone Pro

Oceana 800

スラヤ衛星電話

(4) 沿海区域を航行区域とする船舶(限定沿海区域を航行区域とする船舶及び小安則第2条第3項に規定する沿岸小型船舶を除く。)

SSB無線電話

VHF無線電話

27MHz無線電話

40MHz無線電話

サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスター・DoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

27

衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB

イリジウム

Isat Phone Pro、Isat Phone 2

Oceana 800

スラヤ衛星電話

ただし、100GT以上の旅客船にあっては、SSB無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホンDoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスター・DoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末01、インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB、イリジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2、Oceana 800又はスラヤ衛星電話に限る。

(5) 限定沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶

SSB無線電話

VHF無線電話

27MHz無線電話

40MHz無線電話

5W出力型VHF無線電話(マリンVHFを含む。以下同じ。)(限定沿海船にあっては、当該船舶の母港がVHFのサービスエリア内にあるものに限る。)

400MHz無線電話(限定沿海船にあっては、当該船舶の母港が当該400MHz無線電話のサービスエリア内にあるものに限る。)

マリンホン(限定沿海船にあっては、当該船舶の母港が当該マリンホンのサービスエリア内にあるものに限る。)

衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)

インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB

イリジウム

Isat Phone Pro

Oceana 800

スラヤ衛星電話

ただし、100GT以上の旅客船にあっては、SSB無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホンDoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスター・DoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末01、インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB、イリジウム、Isat Phone Pro、Oceana 800又はスラヤ衛星電話に限る。

(5) 限定沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶

SSB無線電話

VHF無線電話

27MHz無線電話

40MHz無線電話

5W出力型VHF無線電話(マリンVHFを含む。以下同じ。)(限定沿海船にあっては、当該船舶の母港がVHFのサービスエリア内にあるものに限る。)

400MHz無線電話(限定沿海船にあっては、当該船舶の母港が当該400MHz無線電話のサービスエリア内にあるものに限る。)

マリンホン(限定沿海船にあっては、当該船舶の母港が当該マリンホンのサービスエリア内にあるものに限る。)

28

サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB
800MHz携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)
1. 5GHz携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)
2. 0GHz携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)
イリジウム
Isat Phone Pro, Isat Phone 2
Oceana 800
スラヤ衛星電話
ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホンDoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末01、インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet

サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB
800MHz携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)
1. 5GHz携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)
2. 0GHz携帯電話・自動車電話(主要航路で通話可能な場合に限る。)
イリジウム
Isat Phone Pro
Oceana 800
スラヤ衛星電話
ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホンDoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末01、インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet

29

F77、インマルサットFB、イリジウム、Isat Phone Pro, Isat Phone 2、Oceana 800又はスラヤ衛星電話に限る。
(6) 沿岸小型船舶
SSB無線電話
VHF無線電話
27MHz無線電話
40MHz無線電話
サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB
イリジウム
Isat Phone Pro, Isat Phone 2
Oceana 800
スラヤ衛星電話
ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホンDoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末01、インマルサットミニM、インマルサットFleet

F77、インマルサットFB、イリジウム、Isat Phone Pro, Oceana 800又はスラヤ衛星電話に限る。
(6) 沿岸小型船舶
SSB無線電話
VHF無線電話
27MHz無線電話
40MHz無線電話
サテライト・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
サテライトホンDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
ワイドスター・マリンホン((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
ワイドスターDoPaN21((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
ワイドスター・デュオ((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
衛星船舶・車載端末01((d)後段の水域のみを航行するものに限る。)
インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB
イリジウム
Isat Phone Pro
Oceana 800
スラヤ衛星電話
ただし、長距離カーフェリーにおいては、SSB無線電話、サテライト・マリンホン、サテライトホンDoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、ワイドスター・デュオ、衛星船舶・車載端末01、インマルサットミニM、インマルサットFleet

30

F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB、イリジウム、Isat Phone Pro、Isat Phone 2、Oceana 800又はスラヤ衛星電話に限る。

(7) (略)

(f) (略)

附属書[4] 旅客船の脱出経路を構成する階段の幅の計算基準

3 船上の人の初期配置

3.1 (略)

3.2 脱出設備の寸法は、階段、出入口、通路及び踊り場を通じて避難することが見込まれる人の総数に基づいて計算しなければならない。

ケース1: 各居室の旅客数は最大就寝定員

各居室の乗員数は最大就寝定員の2/3

業務区域の乗員数は乗員全体の1/3

ケース2: 公室の旅客数は最大定員の3/4

公室の乗員数は乗員全体の1/3

業務区域の乗員数は乗員全体の1/3

居住区域の乗員数は乗員全体の1/3

附属書[9] 回転翼航空機着船区域の指針

1 回転翼航空機着船区域（以下「着船区域」という。）については、本附属書による。

2 本附属書による着船区域は、一時的な着船を目的としているものであるため、回転翼航空機甲板（船舶防火構造規則第二条第二十四号の回転翼航空機甲板をいう。）を設ける場合は、他の国内法令（航空法）についても留意すること。

3 本附属書において想定する回転翼航空機の諸元は、次表

F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB、イリジウム、Isat Phone Pro、Oceana 800又はスラヤ衛星電話に限る。

(7) (略)

(f) (略)

附属書[4] 旅客船の脱出経路を構成する階段の幅の計算基準

3 船上の人の初期配置

3.1 (略)

3.2 脱出設備の寸法は、階段、出入口、通路及び踊り場を通じて避難することが見込まれる人の総数に基づいて計算しなければならない。

ケース1: 各居室の旅客数は最大就寝定員

各居室の乗員数は最大就寝定員の2/3

業務区域の乗員数は乗員全体の1/3

ケース2: 公室の旅客数は最大定員の3/4

公室の乗員数は最大定員の1/3

業務区域の乗員数は乗員全体の1/3

居住区域の乗員数は乗員全体の1/3

附属書[9] 回転翼航空機着船場所の指針

1 回転翼航空機が着船して救助を行うための空間の確保については、本附属書による。

2 本附属書による回転翼航空機が着船するための空間は救助を目的としているものであるため、通常時の使用を目的として設置する場合には、他の国内法令（航空法）に留意すること。

3 本附属書において想定する回転翼航空機の諸元は、次表

31

に掲げるとおりとする。なお、本諸元は、令和元年12月時点における海上保安庁保有艦載型ヘリコプターの最大のものとほぼ同じである。

長さ(L)	ローター径(D)	高さ(H)	自重(W)	全重量(W)
23m	16m	5m	4t	9t

4 着船区域の構造

(1) 甲板の寸法

着船区域の寸法はLを直径とする円(以下「着船場所」という。)を含む十分な広さとする。

(2) 着船区域の部材寸法を定める場合の設計荷重は、次に掲げるとおりとする。

(7) 甲板の荷重は、Wの3倍とする。

(4) 回転翼航空機に接地により応力が集中する部分の荷重は、Wの75%の荷重が0.3m×0.3mの広さを有する2箇所の場所のそれぞれにかかるものとする。

(7) 旅客又は船員の居住に当てる場所の直上の甲板を着船区域とする場合は、(4)の荷重は1.15倍しなければならない。

(8) 最小分布荷重は、0.2t/m²とする。

(3) 甲板の勾配

着船区域の縦方向及び横方向の傾斜の勾配は、最大5%とする。

5 (1) 回転翼航空機の離着船を容易にするため、障害物のない区域（特定の障害物の配置のみ許される、着船場所を取り囲む少なくとも210度におよぶ、回転翼航空機の離陸及び接近区域をいう。）及び限定された障害物区域（障害物のない区域の外側の区域であって、限定された高さの対象物の配置が許される区域をいう。）を確保すること。(図[9].5.1<1>参照)

に掲げるとおりとする。なお、本諸元は、平成9年7月時点における海上保安庁保有艦載型ヘリコプターの最大のものとほぼ同じである。

長さ(L)	ローター径(D)	高さ(H)	自重(W)	全重量(W)
23m	16m	5m	4t	9t

4 着船甲板の構造

(1) 甲板の寸法

着船甲板の寸法はLを直径とする円(以下「着船区域」という。)を含む十分な広さとする。

(2) 回転翼航空機着船甲板の部材寸法を定める場合の設計荷重は、次に掲げるとおりとする。

(7) 甲板の荷重は、Wの3倍とする。

(4) 回転翼航空機に接地により応力が集中する部分の荷重は、Wの75%の荷重が0.3m×0.3mの広さを有する2箇所の場所のそれぞれにかかるものとする。

(7) 旅客又は船員の居住に当てる場所の直上の甲板を回転翼航空機着船甲板とする場合は、(4)の荷重は1.15倍しなければならない。

(8) 最小分布荷重は、0.2t/m²とする。

(3) 甲板の勾配

着船甲板の縦方向及び横方向の傾斜の勾配は、最大5%とする。

5 (1) 回転翼航空機の離着船を容易にするため、次の飛行区域を確保し、飛行区域内には障害物を設けてはならない。(図[9].5.1<1>参照)

(7) 進入区域 着船区域の外縁の一方を下端とする勾配1/8の斜面より上空

(4) 離脱区域 着船区域の外縁の他の一方を下端とする勾配1/8の斜面より上空

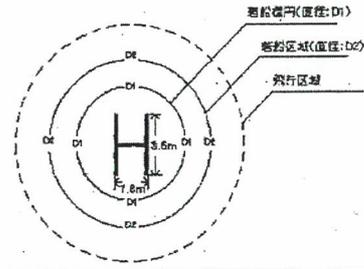
(7) 転移表面 着船区域の中心を中心とする直径がR+20mの円の上空及び直径がRの円の外縁を下端とする45度

32

の白色の実線で標示すること。

(2) 着船区域 直径がLの円を幅0.2mの黄色の実線で標示し、かつ、円周上の4点に直径を白色の実線で標示すること。

(3) 飛行区域 直径がR+20mの円を幅0.2mの黄色の破線で標示すること。ただし、標示は着船甲板上のみとして差し支えない。



7 (1) 着船区域の防火構造については、船舶防火構造規則を準用する。この場合において、着船区域は「乗艇場所等」に準ずるものとして取り扱うものとする。

(2) (略)

8 設備

(1) 着船区域には、以下の消防設備を備えること。

(ア) (略)

(イ) 合計質量が18kg以上の炭酸ガス消火器

7 (1) 着船甲板の防火構造については、船舶防火構造規則を準用する。この場合において、着船甲板は「乗艇場所等」に準ずるものとして取り扱うものとする。

(2) (略)

8 設備

(1) 着船甲板には、以下の消防設備を備えること。

(ア) (略)

(イ) 着船甲板のすべての場所に泡を放出できるモニター枝管又はこれと同等の泡生成用枝管による泡消火システム。これについては、持運び式泡放射器1個の設置をもってこれに適合するものと認めて差

35

(ウ) 船舶消防設備規則第43条の4に掲げる消防設備

(エ) 消防員装具 2組

(削除)

(2) 装具等

着船区域には、以下の装具等を備えること。

(ア) (略)

(イ) 耐火毛布 1枚以上

(ウ)～(オ) (略)

(3) その他の設備

(ア) (略)

(イ) 着船区域、周囲の障害物、風向指示器等を照らすことができる照明装置を設けること。

(ウ) (略)

9 (略)

附属書[11] 乗降船設備の構造及び設置に関する指針

3 設置

3.1～3.2 (略)

3.3 救命浮環

自己点火灯が近くに積み付けられている救命浮環及び救命索が取り付けられた救命浮環は、乗降船設備の使用中に迅速に使用することが可能であること。なお、当該救命浮環は救命設備規則で要求される数及び配置には含まれない。

し支えない。

(ウ) 合計質量が18kg以上の炭酸ガス消火器

(エ) 着船甲板のすべての場所に放水することができるホース及びノズル 2組

(オ) 消防員装具 2組

(2) 装具等

着船甲板には、以下の装具等を備えること。

(ア) (略)

(イ) 耐火毛布 数枚

(ウ)～(オ) (略)

(3) その他の設備

(ア) (略)

(イ) 着船甲板、周囲の障害物、風向指示器等を照らすことができる照明装置を設けること。

(ウ) (略)

9 (略)

附属書[11] 乗降船設備の構造及び設置に関する指針

3 設置

3.1～3.2 (略)

3.3 救命浮環

自己点火灯が近くに積み付けられている救命浮環及び救命索が取り付けられた救命浮環は、乗降船設備の使用中に迅速に使用することが可能であること。

36

<p>心得附則(令和元年12月23日) <u>(適用期日)</u> 本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。 <u>(経過措置)</u> (a) 令和2年1月1日前に建造され、又は建造に着手されたものについては、改正後の122-8.1(a)及び(b)、122-8.2(a)～(c)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>		
--	--	--

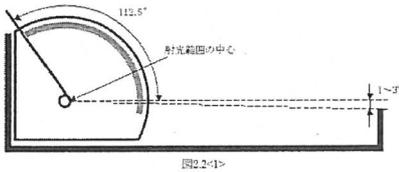
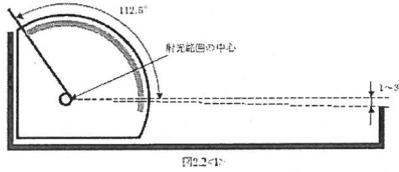
○船舶検査心得 3-1-2 船舶の艀装数等を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1-2 船舶の艀装数等を定める告示 (緩和規定) 19.0 (a) (略) (b) ダンフォース型アンカーを備える場合は、その備付け数量及び質量並びに艀索の長さ及び強度については、表19.0<1>によること。 表19.0<1> (略) 備考 1 (略) 2 艀索の強度は、当該索の材料の種類に応じ、<u>日本産業規格の規格による破断試験又はこれと同等以上の効力を有する試験を実施する場合において、当該索が破断するときの荷重が表に掲げる値以上とする。ただし、同等の強度と認める径を有する艀索としても差し支えない。</u>この場合において、この表に規定しているもの以外の索を備え付ける場合は、その材質及び強度等を十分考慮した上で管海官庁が適当と認めるものとする。</p>	<p>3-1-2 船舶の艀装数等を定める告示 (緩和規定) 19.0 (a) (略) (b) ダンフォース型アンカーを備える場合は、その備付け数量及び質量並びに艀索の長さ及び強度については、表19.0<1>によること。 表19.0<1> (略) 備考 1 (略) 2 艀索の強度は、当該索の材料の種類に応じ、<u>日本工業規格の規格による破断試験又はこれと同等以上の効力を有する試験を実施する場合において、当該索が破断するときの荷重が表に掲げる値以上とする。ただし、同等の強度と認める径を有する艀索としても差し支えない。</u>この場合において、この表に規定しているもの以外の索を備え付ける場合は、その材質及び強度等を十分考慮した上で管海官庁が適当と認めるものとする。</p>	
<p>心得附則(令和元年12月23日) <u>(適用期日)</u> 本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。</p>		

改 正 案	現 行	備 考
3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示	3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示	
<p>(脱出経路)</p> <p>3.0 (a)～(m) (略)</p> <p>(n) (1)～(8) (略)</p> <p><u>(o) (a)～(n)の規定によるほか、第一種船等（限定近海船を除く。）であって、ロールオン・ロールオフ旅客船又は旅客定員が36人を超える旅客船（ロールオン・ロールオフ旅客船を除く。）に設ける脱出経路については、MSC.1/Circ.1533に基づいて、初期の設計段階で避難分析が実施されていること。</u></p> <p><u>(p) 回転翼航空機甲板に設ける脱出経路は、実行可能な限り互いに離し、かつ回転翼航空機甲板に対置して配置すること。</u></p> <p><u>(q) (略)</u></p> <p><u>(r) (略)</u></p> <p><u>(s) (略)</u></p> <p>(補助照明装置)</p> <p>8-2.0 (a) 補助照明装置は、<u>日本産業規格「船用電機照明器具通則（JIS F 8008:2000）」の規格に適合するもの又はこれと同等以上の効力を有するものでなければならない。</u></p>	<p>(脱出経路)</p> <p>3.0 (a)～(m) (略)</p> <p>(n) (1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(o) (略)</u></p> <p><u>(p) (略)</u></p> <p><u>(q) (略)</u></p> <p>(補助照明装置)</p> <p>8-2.0 (a) 補助照明装置は、<u>日本工業規格「船用電機照明器具通則（JIS F 8008:2000）」の規格に適合するもの又はこれと同等以上の効力を有するものでなければならない。</u></p>	
<p><u>心得附則(令和元年12月23日)</u></p> <p><u>(適用期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p>		

<p><u>(a) 令和2年1月1日前に建造され、又は建造に着手されたものについては、改正後の3.0 (o)及び(p)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u></p>		
---	--	--

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-1-6 航海用具の基準を定める告示</p> <p>(船灯等)</p> <p>2.1.1 (a)～(d) (略)</p> <p>2.1.2 (a) (略)</p> <p>(b) 内側隔板の形状及び寸法は、次のように取り扱うこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)のげん灯以外の備えるげん灯に対する内側隔板の形状及び寸法は、当該隔板を取り付けた状態において、当該備えるげん灯の灯光が第1項の規定に適合することができるものであること(図2.2<1>参照)。</p> <p>【参考】</p>  <p>図2.2<1></p>	<p>3-1-6 航海用具の基準を定める告示</p> <p>(船灯等)</p> <p>2.2.1 (a)～(d) (略)</p> <p>2.1.2 (a) (略)</p> <p>(b) 内側隔板の形状及び寸法は、次のように取り扱うこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)のげん灯以外の備えるげん灯に対する内側隔板の形状及び寸法は、当該隔板を取り付けた状態において、当該備えるげん灯の灯光が第1項の規定に適合することができるものであること(図2.2<1>参照)。</p> <p>【参考】</p>  <p>図2.2<1></p>	
<p>心得附則(令和元年12月23日)</p> <p>(適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。</p>		

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-2 船舶救命設備規則</p> <p>(特殊な船舶)</p> <p>4.0 (a)～(b) (略)</p> <p>(c) 第3種船であって、同程度の大きさの貨物船に比較して著しく多数の人員を搭載する次に掲げる船舶又はこれに準ずるものについては、特殊な船舶として取り扱い、救命設備のみならず防火構造等の他の基準も含め「2008 特殊目的船コード」(MSC.266(84))を全面的に適用する場合(同コードに係するIMO統一解釈を適用する場合を含む。)に限り、同コードによって救命設備を施設することとして差し支えない。</p> <p>(1) 海上保安庁の巡視船</p> <p>(2) 観測船、サルベージ船、漁業取締船、漁業調査船</p> <p>(3) 練習船</p> <p>(4) 工船</p> <p>14.1 (a) (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 2の独立した推進装置(2の主機、推進軸、燃料油タンク、配管等から構成される推進装置をいう。)を有する救命艇にあっては、単漕式のオールの備付けを省略して差し支えない。</p> <p>(救命艇揚卸装置)</p> <p>44.1 (a) (1)～(7) (略)</p> <p>(8) ダビット及びその附属品(ウインチを除く。)は、最大荷重の2.2倍の荷重試験に耐えられること。</p> <p>(救命設備の迅速な利用)</p>	<p>3-2 船舶救命設備規則</p> <p>(特殊な船舶)</p> <p>4.0 (a)～(b) (略)</p> <p>(c) 第3種船であって、同程度の大きさの貨物船に比較して著しく多数の人員を搭載する次に掲げる船舶又はこれに準ずるものについては、特殊な船舶として取り扱い、救命設備のみならず防火構造等の他の基準も含め「2008 特殊目的船コード」(MSC.266(84))を全面的に適用場合に限り、同コードによって救命設備を施設することとして差し支えない。</p> <p>(1) 海上保安庁の巡視船</p> <p>(2) 観測船、サルベージ船、漁業取締船、漁業調査船</p> <p>(3) 練習船</p> <p>(4) 工船</p> <p>14.1 (a) (1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(救命艇揚卸装置)</p> <p>44.1 (a) (1)～(7) (略)</p> <p>(8) ダビット及びその附属品(ウインチのブレーキを除く。)は、最大荷重の2.2倍の荷重試験に耐えられること。</p> <p>(救命設備の迅速な利用)</p>	

<p>96-3.1 (a) 進水装置のつり索は、次に掲げるところにより保守されていること。</p> <p>(1) 定期的に点検されていること。(国際航海に従事する旅客船及び旅客船以外の船舶であって国際航海に従事する総トン数500トン以上のもの(施行規則第1条第2項第1号の船舶及び推進機関を有しない船舶を除く。)に備え付けられている進水装置のつり索にあっては、決議MSC.402 (96)に従い点検されていること。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(b) 国際航海に従事する旅客船及び旅客船以外の船舶であって国際航海に従事する総トン数500トン以上のもの(施行規則第1条第2項第1号の船舶及び推進機関を有しない船舶を除く。)に備え付けられている救命艇、救助艇並びに救命艇、救助艇及び救命いかだの進水装置並びに離脱装置は、決議MSC.402 (96) 及び本条第3項に掲げる手引書に基づいて保守、整備及び点検が行われていること。</p> <p>(c)～(d) (略)</p>	<p>96-3.1 (a) 進水装置のつり索は、次に掲げるところにより保守されていること。</p> <p>(1) 定期的に点検されていること。(施行規則第12条の2第1項の規定の適用のある船舶に備え付けられている進水装置のつり索にあっては、MSC.1/Circ.1206 ANNEX 1に従い点検されていること。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(b) 施行規則第12条の2第1項の規定の適用のある船舶に備え付けられている救命艇及び救命艇の進水装置(離脱装置を含む。)は、MSC.1/Circ.1206 ANNEX1に基づいて保守、整備及び点検が行われていること。</p> <p>(c)～(d) (略)</p>
<p>心得附則(令和元年12月23日)</p> <p>(適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>(a) 昭和61年7月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶に備え付けられている進水装置(昭和61年運輸省令第25号による改正前の規定によるもの)のつり索については、改正後の96-3.1(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>(b) 昭和61年7月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶に備え付けられている救命艇、救助艇並びに救命艇、救助艇及び救命いかだの進水装置並びに離脱装置(昭和61年運輸省令第25号による改正前の規定によるもの)</p>	

<p>については、当該救命艇、救助艇並びに救命艇、救助艇及び救命いかだの進水装置並びに離脱装置を引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、改正後の96-3.1(b)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>	
---	--

	<p>プ(持運び式のもので差し支えない。)を消火ポンプのある区画室とは別の区画室に備え付けなければならない。ただし、2個の消火ポンプを備え付けている船舶については、2個の消火ポンプを1の区画室の火災により2個の消火ポンプが使用不能とならないように配置している場合に限り、非常ポンプを備え付けることを要しない。</p>	
<p>心得附則(令和元年12月23日) (適用期日) 本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。</p>		

○船舶検査心得 3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示 (炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置)</p> <p>10.0 (a)～(b) (略)</p> <p>10.0.1 (a) (略)</p> <p>(b) JIS G 3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」に適合するものであつてSch. 80以上のものであり、かつ、(a) (1)の要件に適合するものは、本号イの「日本産業規格「高圧配管用炭素鋼鋼管」のもの」と同等の効力を有するものと認めて差し支えない。</p> <p>(c)～(f) (略)</p> <p>(自動スプリンクラ装置)</p> <p>16.0 (a) ～16.0.2 (c) (略)</p> <p><u>16.0.4 (a) 「スプリンクラ内部の目詰まりを防止するための適当な措置」とは、製造者により指定された水質に関する留意点が設計上配慮されていることをいう。</u></p> <p>16.0.19 (a) (略)</p> <p>(固定式回転翼航空機甲板泡消火装置)</p> <p><u>17-2.0.2 (a) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、甲板一体型ノズル(回転翼航空機甲板の端部又は甲板に埋め込まれた発泡ノズルをいう。)を備える場合をいう。甲板一体型ノズルを備える場合は、資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。</u></p>	<p>3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示 (炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置)</p> <p>10.0 (a)～(b) (略)</p> <p>10.0.1 (a) (略)</p> <p>(b) JIS G 3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」に適合するものであつてSch. 80以上のものであり、かつ、(a) (1)の要件に適合するものは、本号イの「日本工業規格「高圧配管用炭素鋼鋼管」のもの」と同等の効力を有するものと認めて差し支えない。</p> <p>(c)～(f) (略)</p> <p>(自動スプリンクラ装置)</p> <p>16.0 (a) ～16.0.2 (c) (略) (新設)</p> <p>16.0.18 (a) (略) (新設) (新設)</p>	

(b) <u>首振りモニターを使用する場合は、あらかじめ設定された噴霧パターンで泡を排出するよう設定が可能であり、首振り機能から手動への迅速な切り替えを可能にする手段を持たなければならない。</u>	(新設)	
(c) <u>流量が1,000 l / minまでのモニターを備え付けている場合は、当該モニターには空気吸引式のノズルを備え付けなければならない。</u>	(新設)	
17-2.0.4 (a) <u>「管海官庁が適当と認めるもの」とは、保形ホース（非折りたたみ式のもの）をいう。</u>	(新設)	
17-2.0.8 (a) <u>固定式回転翼航空機甲板泡消火装置が給水のために使用される場合にあつては、制御装置は、送水管及び消火栓を含め、必要なポンプを始動し、又は必要な弁を操作することができるものでなければならない。</u>	(新設)	
(b) <u>制御装置を作動させた場合に、接続されたすべてのホースリール、モニターへ泡溶液が供給されること。</u>	(新設)	
17-2.0.10 (a) <u>「管海官庁が適当と認める放出率」とは、試験によって決定された公称充填率をもとに算出された放出率以上の値であること。</u>	(新設)	
17-2.0.11 (a) <u>モニター、持運び式発泡ノズル及び継手の材料は、真鍮、青銅又はステンレス鋼であること。</u>	(新設)	
(b) <u>配管、継手等(ガスケットを除く。)の材料は、融点が925℃を超えるものであること。</u>	(新設)	
17-2.0.12 (a) <u>泡原液は、航空燃料流出火災の消火に効果的であり、か</u>	(新設)	

つ、附属書[2-5]「MSC.1/Circ.1312に基づく固定式泡消火装置に使用する泡原液の要件」に適合するものであること。泡原液タンクが暴露甲板上に設けられる場合は、必要に応じて、凍結しない泡原液を使用しなければならない。		
(回転翼航空機着船区域における消防設備)	(新設)	
39-2.0.2 (a) <u>17-2.0.12(a)は、本号の泡原液について準用する。</u>	(新設)	
<u>心得附則(令和元年12月23日)</u> <u>(適用期日)</u> <u>本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。</u>		

改 正 案	現 行	備 考
4-1 満載喫水線規則 (特殊の船舶) 35.0 (a)～(e) (略) (f) (e)ただし書きのバージについては、プッシャー・バージを一の船舶として本規則を適用して差し支えない。この場合は、航行上の条件として「 <u>A丸(船舶番号123456)</u> に押される場合を除き、貨物の <u>搭載</u> を禁止する。」等の記載が必要となる。	4-1 満載喫水線規則 (特殊の船舶) 35.0 (a)～(e) (略) (f) (e)ただし書きのバージについては、プッシャー・バージを一の船舶として本規則を適用して差し支えない。この場合は、航行上の条件として「 <u>A丸(プッシャー)</u> に押される場合を除き、貨物の <u>とう載</u> を禁ずる。」等の記載が必要となる。	
<u>心得附則(令和元年12月23日)</u> <u>(適用期日)</u> 本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。		

改 正 案	現 行	備 考
4-2 船舶復原性規則 (用語) 2.7 (a) 「強度及び水密性について管海官庁が有効と認める閉鎖装置」については、次に掲げるものを標準とする。 (1) 鋼船の出入口には、次に掲げる条件に適合する閉鎖装置を有すること。 (i) (略) (ii) (略) (iii) 隔壁、囲壁又は閉鎖装置を取り付けた定着装置を備え、隔壁又は囲壁の両側若しくは上方の甲板から閉鎖定着できること。 (試験の内容) 3.0 (a) (略) (b) 同型船(旅客船を除く。)の傾斜試験の結果から復原性の基本情報が得られ、かつ、その資料が十分信頼しうるものである場合であって、完成時の軽荷重量検査の結果から得られる数値が以下のとおりである場合には、傾斜試験を省略して差し支えない。 (1) 軽荷時の排水量の偏差 (i) 長さ160m以上の船舶の場合：1%以内 (ii) 長さ50m以下の船舶の場合：2%以内 (iii) 上記(i)又は(ii)以外の船舶の場合：上記数値を比例配分で求めた値以内 (2) 軽荷時の縦方向の重心位置の偏差：区画規程第2条第10項に規定する <u>船の長さL_f</u> の0.5%以内	4-2 船舶復原性規則 (用語) 2.7 (a) 「強度及び水密性について管海官庁が有効と認める閉鎖装置」については、次に掲げるものを標準とする。 (1) 鋼船の出入口には、次に掲げる条件に適合する閉鎖装置を有すること。 (i) (略) (ii) (略) (iii) 隔壁、囲壁又は閉鎖装置を取り付けた定着装置を備え、隔壁又は囲壁の両側若しくは上方の甲板か閉鎖定着できること。 (試験の内容) 3.0(a) (略) (b) 同型船(旅客船を除く。)の傾斜試験の結果から復原性の基本情報が得られ、かつ、その資料が十分信頼しうるものである場合であって、完成時の軽荷重量検査の結果から得られる数値が以下のとおりである場合には、傾斜試験を省略して差し支えない。 (1) 軽荷時の排水量の偏差 (i) 長さ160m以上の船舶の場合：1%以内 (ii) 長さ50m以下の船舶の場合：2%以内 (iii) 上記(i)又は(ii)以外の船舶の場合：上記数値を比例配分で求めた値以内 (2) 軽荷時の縦方向の重心位置の偏差：区画規程第2条第10項に規定する <u>区画についての船の長さL_s</u> の0.5%以内	

(c) (略)

(基準)

24.0(a)～(c) (略)

24.2(a) (略)

(b) F_0 を求める際の「最上層の全通甲板」とは、漁ろう作業甲板を有する漁船にあっては、当該作業甲板を最上層の全通甲板と取り扱って差し支えない(図24.2<1>)。ただし、ウェルを形成するブルワーク(漁ろう作業甲板上0.5mを超えないもの)を有する漁船は、 θ (面積ABCと面積BDEとが等しくなる横傾斜角)が当該ブルワーク上端までの横傾斜角を超えない場合に限る(図24.2<2>、図24.2<3>)。

図24.2 (1) (略)

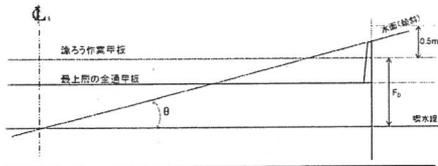


図24.2 (2) (θ がブルワーク上端までの横傾斜角を超えない場合)

(c) (略)

(基準)

24.0(a)～(c) (略)

24.2(a) (略)

(b) F_0 を求める際の「最上層の全通甲板」とは、漁ろう作業甲板を有する漁船にあっては、当該作業甲板を最上層の全通甲板と取り扱って差し支えない(図24.2<1>)。ただし、ウェルを形成するブルワーク(漁ろう作業甲板上0.5mを超えないもの)を有する漁船は、当該ブルワーク上端までの横傾斜角が θ (面積ABCと面積BDEとが等しくなる横傾斜角)を超えない場合に限る(図24.2<2>)。

図24.2 (1) (略)

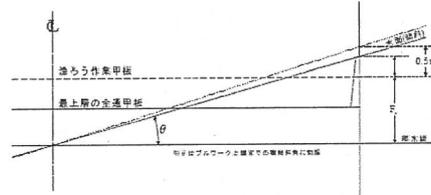


図24.2 (2) (ウェルを形成するブルワークにより制限を受ける場合)

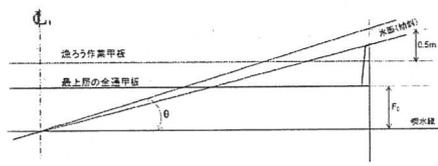


図24.2 (3) (θ がブルワーク上端までの横傾斜角を超える場合)

心得附則(令和元年12月23日)

(適用期日)

本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。

(経過措置)

(a) 令和2年1月1日前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあっては、令和2年7月1日前に建造に着手されたもの)であって令和6年1月1日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、改正後の3.0(b)(2)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

改 正 案	現 行	備 考
<p>4-3 船舶区画規程 (同等効力)</p> <p>10-2.0 (a) 次に掲げる規則による区画配置は、同等の効力を有するものとして取り扱い、当該規則により区画することにより、旅客船にあっては第2編第3章、貨物船にあっては第3編第3章の規定を適用しなくても差し支えない。その他の特殊な区画については資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 貨物船</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2006年沖合補給船の設計及び構造のための指針(決議MSC.335(90)で修正された決議MSC.235(82))(長さ100m以下の沖合補給船に限る。) ・MSC決議266(84)「2008 特殊目的船コード」 ・1966年国際満載喫水線条約に係る1988議定書附属書I第27規則の損傷時復原性要件(甲板積み貨物を運送する貨物船を除く。) ・IMO総会決議A.320(IX)及びIMO総会決議A.514(13)に従い適用される「1966年国際満載喫水線条約第27規則」 <p>注) (略)</p> <p>第3章 損傷時の復原性</p> <p>(A) (略)</p> <p>(B) 異なったトリムに対する計算は、部分及び最高区画喫水に対するものと同じ初期トリムで行わなければならない。軽荷航海喫水に対しては、<u>想定された運航喫水を使用しな</u></p>	<p>4-3 船舶区画規程 (同等効力)</p> <p>10-2.0 (a) 次に掲げる規則による区画配置は、同等の効力を有するものとして取り扱い、当該規則により区画することにより、旅客船にあっては第2編第3章、貨物船にあっては第3編第3章の規定を適用しなくても差し支えない。その他の特殊な区画については資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 貨物船</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IMO総会決議A.469(XII)「沖合補給船の設計及び構造のための指針」 ・MSC決議266(84)「2008 特殊目的船コード」 ・1966年国際満載喫水線条約に係る1988議定書附属書I第27規則の損傷時復原性要件(甲板積み貨物を運送する貨物船を除く。) ・IMO総会決議A.320(IX)及びIMO総会決議A.514(13)に従い適用される「1966年国際満載喫水線条約第27規則」 <p>注) (略)</p> <p>第3章 損傷時の復原性</p> <p>(A) (略)</p> <p>(B) 異なったトリムに対する計算は、部分及び最高区画喫水に対するものと同じ初期トリムで行わなければならない。軽荷航海喫水に対しては、<u>実際の運航喫水を使用しな</u></p>	

<p>なければならない。各トリムにおける損傷時復原性計算より得られた限界G_M曲線を基にして、計算された全トリム量を包括する許容G_M曲線を作成しなければならない。異なったトリムを包括する計算は、1%L_fを超えない間隔で行わなければならない。中間トリムを含んだ全範囲が損傷時復原性計算に包含されなければならない。オープンキール(トリムなし)から1%L_fトリムまでの計算から得た許容G_M曲線の例を参照のこと(図B<1>参照)。最大許容KG₀の曲線を作成する場合は、許容G_M曲線の線形変化に対応したものでなければならない。</p> <p>図B<1> (略)</p> <p>(区画指数)</p> <p>40.1(a) (削除)</p> <p>(b) (削除)</p> <p>(最大搭載人員が400人以上の旅客船の損傷時の復原性)</p> <p>41.0 (a) 「第40条第2項に規定するS_i」とは、最高区画喫水、部分区画喫水及び軽荷航海喫水それぞれのS_iをいう。 なお、到達区画指数を異なるトリムを用いて計算する場合、当該計算に使用する最高区画喫水、部分区画喫水及び軽荷航海喫水それぞれのS_iを含むこと。</p>	<p>なければならない。各トリムにおける損傷時復原性計算より得られた限界G_M曲線を基にして、計算された全トリム量を包括する許容G_M曲線を作成しなければならない。異なったトリムを包括する計算は、1%L_sを超えることない間隔で行わなければならない。中間トリムを含んだ全範囲が損傷時復原性計算に包含されなければならない。オープンキール(トリムなし)から1%L_sトリムまでの計算から得た許容G_M曲線の例を参照のこと(図B<1>参照)。</p> <p>図B<1> (略)</p> <p>(区画指数)</p> <p>40.1(a) 第1号の「当該船舶の設備、航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶であって、救命艇、救命いかだ又は救命浮器(水面上に人員を有効に支えることができる構造のものに限る。)を備えるものである場合とする。 この場合において、N_tの数は、当該船舶の最大搭載人員まで減じて差し支えない。</p> <p>(b) 上記(a)以外の船舶においてN_tの数を減ずる場合には、資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p> <p>(最大搭載人員が400人以上の旅客船の損傷時の復原性)</p> <p>41.0 (a) 「第40条第2項に規定するS_i」とは、最高区画喫水、部分区画喫水及び軽荷航海喫水それぞれのS_iをいう。</p>
--	--

- (非対称の浸水)
- 45.2 (a) 「管海官庁の適当と認めるもの」とは、次のとおりとする。
- (1) (略)
 - (2) 横傾斜を修正する装置がクロスフラッディング設備である場合には、当該装置は、次に掲げる要件に適合するものであること。
 - (i) (略)
 - (ii) 平衡に要する時間等は、決議MSC.362(92)又はこれと同等以上の方法により算出されていること。
 - (3) (略)

(空気管)

56.0 (a) (削除)

(b) (削除)

- (非対称の浸水)
- 45.2(a) 「管海官庁の適当と認めるもの」とは、次のとおりとする。
- (1) (略)
 - (2) 横傾斜を修正する装置がクロス・フラッディング設備である場合には、当該装置は、次に掲げる要件に適合するものであること。
 - (i) (略)
 - (ii) 平衡に要する時間等は、決議MSC.245(83)又はこれと同等以上の方法により算出されていること。
 - (3) (略)

(空気管)

56.0 (a) 燃料油タンク又は潤滑油タンク以外のタンクの空気管であって船楼内から船側外板を貫通して船外に導かれているものについては、本条の規定は適用しない。

(b) 燃料油タンク又は潤滑油タンクからの空気管の開口を、船楼外板に開口を有し、かつ、RORO甲板又は車両甲板から水密の隔壁により隔離された小区画室に設ける場合は、当該空気管の高さは、船舶構造規則に規定する暴露甲板に設ける空気管の高さとして差し支えない。この場合において、当該空気管の空気管頭は、海水流入防止フロート弁付きのものとする。

(ウェル)

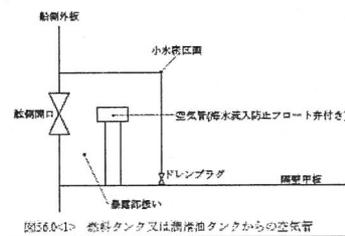
67.1 (a) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、68.0(a)に掲げる要件に適合する場合とする。この場合において、68.0(a)の「二重底としない区画」は、「ウェルを設ける区画」と、図68.0(1)中「二重底を設けない」を「区画規程第67条第1項の規定を免除する」と読み替えるものとする。

67.2 (a) 「管海官庁の承認」は、次に掲げる要件のいずれかに適合する場合に認めて差し支えない。

- (1) 長さ80m以上の船舶にあつては、本条第1項の要件を満足する場合
- (2) 長さ80m未満の船舶にあつては、二重底による保護と同程度の保護を与える構造となっていること。(当該ウェルの底部が損傷した場合であっても、機関室等の水密区画に浸水しないような構造配置となっている等)

(二重底の免除)

68.0 (a) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、二重底としない区画を含む船底に沿ったあらゆる場所に、下記(1)



(ウェル)

(新設)

67.2 (a) 「管海官庁の承認」は、以下の要件に適合する場合に認めて差し支えない。

- (1) 当該ウェルの底面がキール線を通る水平面の上方0.5m以上であること
- (2) 二重底による保護と同程度の保護を与える構造となっていること。(当該ウェルの底部が損傷した場合であっても、機関室等の水密区画に浸水しないような構造配置となっている等)

(二重底の免除)

68.0 (a) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、二重底としない区画を含む船底に沿ったあらゆる場所に、下記(1)

の船底損傷を仮定し、すべての航海状態(ds、dp及びd1の3状態)において、それぞれ下記(2)から(4)の要件に適合する場合とする(図68.0<1>参照)。

(1) 仮定する損傷範囲は以下のとおりとする(表68.0<1>参照)。

表68.0<1> 仮定する船底損傷の範囲

	船舶の船首垂線から0.3Lまでの場所	船舶のその他の場所
縦方向の範囲	1/3L ^{2/3} 又は14.5メートルのうち小さい方	1/3L ^{2/3} 又は14.5メートルのうち小さい方
横方向の範囲	B/6又は10メートルのうち小さい方	B/6又は5メートルのうち小さい方
垂直方向の範囲、キール線から測る	B/20 (ただし、0.76m以上かつ2m以下とする。)	B/20 (ただし、0.76m以上かつ2m以下とする。)

(2)～(4) (略)

(復原性計算機等)

102.0 (a) 本条第1号及び第2号に掲げる措置の要件は、船舶の建造時期の別により、以下のとおりとすること。

(1) 平成26年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶は、MSC.1/Circ.1589を参照のこと。

(2) 平成26年1月1日以降平成28年5月13日までに建造され、又は建造に着手された船舶は、MSC.1/Circ.1400を参照のこと。

の船底損傷を仮定し、すべての航海状態(ds、dp及びd1の3状態)において、それぞれ下記(2)から(4)の要件に適合する場合とする(図68.0<1>参照)。

(1) 仮定する損傷範囲は以下のとおりとする(表68.0<1>参照)。

表68.0<1> 仮定する船底損傷の範囲

	船舶の船首垂線から0.3Lまでの場所	船舶のその他の場所
縦方向の範囲	1/3L ^{2/3} 又は14.5メートルのうち小さい方	1/3L ^{2/3} 又は14.5メートルのうち小さい方
横方向の範囲	B/6又は10メートルのうち小さい方	B/6又は5メートルのうち小さい方
垂直方向の範囲、キール線から測る	B/20又は2メートルのうち小さい方	B/20又は2メートルのうち小さい方

(2)～(4) (略)

(復原性計算機等)

102.0 (a) 本条第1号及び第2号に掲げる措置の要件は、MSC.1/Circ.1400を参照のこと。

(3) 平成28年5月14日以降に建造され、又は建造に着手された船舶はMSC.1/Circ.1532/rev.1を参照のこと。

(船首隔壁等)

102-4.1 (a) (略)

(b) 国際航海に従事しない船舶であってLfが80m未満のもの及び第3編第3章(A)の規定を適用する船舶(区画規程第3編第3章の規定を適用しない船舶)には、本項で準用する第28条第2項の規定は適用しなくても差し支えない。

(c) (略)

第3章 損傷時の復原性

(A) 以下の要件を満足する船舶については、第3編第3章の規定(確率論による損傷時復原性の要件)は適用しなくても差し支えない。

(1) (略)

(2) 以下の要件に適合する浸水警報装置を備え付けていること。

(i) (略)

(ii) 乾舷甲板下の風雨密区画(当該区画の長さが33 m以上の場合にあっては当該区画の前部及び後部の箇所)ごとに、浸水警報装置の検知器(貨物倉に設置する検知器にあっては、低位及び高位レベルの検知が可能なもの)が備え付けられていること。この場合において、風雨密区画とは風雨密のハッチその他浸水した水の流れを制限するような開口を有する隔壁又は甲板に囲まれた区画並びに水密区画のことをいう。ただし、以下の要件に適合する水密区画については、浸水警報装置の検知器を設置することを要しない。

①～④ (略)

(船首隔壁等)

102-4.1 (a) (略)

(b) 第3編第3章(A)の規定を適用する船舶(区画規程第3編第3章の規定を適用しない船舶)には、本項で準用する第28条第2項の規定は適用しなくても差し支えない。

(c) (略)

第3章 損傷時の復原性

(A) 以下の要件を満足する船舶については、第3編第3章の規定(確率論による損傷時復原性の要件)は適用しなくても差し支えない。

(1) (略)

(2) 以下の要件に適合する浸水警報装置を備え付けていること。

(i) (略)

(ii) 隔壁甲板(乾舷甲板)下の風雨密区画(当該区画の長さが33 m以上の場合にあっては当該区画の前部及び後部の箇所)ごとに、浸水警報装置の検知器(貨物倉に設置する検知器にあっては、低位及び高位レベルの検知が可能なもの)が備え付けられていること。この場合において、風雨密区画とは風雨密のハッチその他浸水した水の流れを制限するような開口を有する隔壁又は甲板に囲まれた区画並びに水密区画のことをいう。ただし、以下の要件に適合する水密区画については、浸水警報装置の検知器を設置することを要しない。

①～④ (略)

	(iii) 船橋に浸水警報装置の警報盤が備え付けられていること。ただし、以下の要件に適合する場所としても差し支えない。 ① 乾舷甲板より上方の場所であって、船橋又は居住区域に近接した場所(損傷時に速やかに駆けつけることができる場所)であること ②～④ (略) (3) (略)
	(B) 第2編第3章(B)は、本章について準用する。 (非対称の浸水)
102-9.0 (a)	45.2(a)は、本項について準用する。この場合において、「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。
	(通則)
102-10.0 (a)	国際航海に従事しない船舶であってLfが80m未満のもの及び第3編第3章(A)の規定を適用する船舶(区画規程第3編第3章の規定を適用しない船舶)には、本条の規定は適用しなくても差し支えない。
	(b) (略) (c) (略)
	(船首隔壁における開口)
102-10-2.0(a)	49.1(a)及び(c)は、本項について準用する。
	(b) 「管海官庁が適当と認める弁」とは、バクフライ弁(船外弁として使用可能なものに限る。)をいう。

	(iii) 船橋に浸水警報装置の警報盤が備え付けられていること。ただし、以下の要件に適合する場所としても差し支えない。 ① 隔壁甲板より上方の場所であって、船橋又は居住区域に近接した場所(損傷時に速やかに駆けつけることができる場所)であること ②～④ (略) (3) (略)
	(新設)
	(非対称の浸水)
102-9.0 (a)	45.2(a)は、本項について準用する。
	(通則)
	(新設)
102-10.0 (a)	(略)
	(b) (略)
	(船首隔壁における開口)
102-10-2.0(a)	49.1(a)～(c)は、本項について準用する。この場合において、「国際航海に従事しない船舶」とあるのは「貨物船」と読み替えるものとする。
	(新設)

	(水密閉鎖装置の型)
102-11.0 (a)	国際航海に従事しない船舶であってLfが80m未満のもの及び第3編第3章(A)の規定を適用する船舶(区画規程第3編第3章の規定を適用しない船舶)には、本条の規定は適用しなくても差し支えない。
	(b) (略) (c) (略)
	(水密すべり戸の開閉装置)
102-12.0 (a)	国際航海に従事しない船舶であってLfが80m未満のもの及び第3編第3章(A)の規定を適用する船舶(区画規程第3編第3章の規定を適用しない船舶)には、本条の規定は適用しなくても差し支えない。
	(水密すべり戸の操作)
102-12-2.0(a)	国際航海に従事しない船舶であってLfが80m未満のもの及び第3編第3章(A)の規定を適用する船舶(区画規程第3編第3章の規定を適用しない船舶)には、本条の規定は適用しなくても差し支えない。
	(航行中接近することができる開口)
102-15.0 (a)	国際航海に従事しない船舶であってLfが80m未満のもの及び第3編第3章(A)の規定を適用する船舶(区画規程第3編第3章の規定を適用しない船舶)には、本条の規定は適用しなくても差し支えない。
	(b) (略)
	(水密隔壁等の構造に関する規定の準用)
102-17.0 (a)	(削除)

	(水密閉鎖装置の型)
	(新設)
102-11.2 (a)	(略)
	(b) (略)
	(新設)
	(新設)
	(新設)
	(新設)
	(航行中接近することができる開口)
	(新設)
102-15.0 (a)	(略)
	(水密隔壁等の構造に関する規定の準用)
102-17.0 (a)	本条で準用する第73条第2項については、73.2(a)を準用する。

(準用規定)
112.0 (a) 102-4.1(b)、102-10.0 (a)、102-11.0 (a)、102-12.0 (a)、102-12-2.0 (a)、102-15.0 (a) は、本条の規定の適用について準用する。この場合において「国際航海に従事しない船舶であってLfが80m未満のもの及び第3編第3章(A)の規定を適用する船舶(区画規程第3編第3章の規定を適用しない船舶)」とあるのは、「国際航海に従事しない船舶であってLfが80m未満のもの」と読み替えるものとする。

附則(令和元年12月16日)

附2.2 (a) 「主要な変更」、「主要な改造」及び「管海官庁の指示するところ」については、設備規程心得附則(昭和59年8月30日)附2.16(a)、(b)、(c)及び(e)を準用する。この場合において、区画水準(区画配置)に影響を及ぼすような構造上の改造を行う場合の区画配置に関する管海官庁の指示については、以下の例によること。

- (1) 平成21年1月1日前に建造され、又は建造に着手された旅客船は、船舶区画規程等の一部を改正する省令(平成20年10月29日国土交通省令第88号)による改正前の船舶区画規程の規定によること。
- (2) 平成21年1月1日以後に建造に着手された旅客船に改正後の規定を適用することが極めて困難な場合は、改正後の区画規程第二編第三章の規定により、変更後の船舶について計算した到達区画指数Aが変更前の船舶について計算した要求区画指数Rより小さくならないことを確保すること。
- (3) 平成21年1月1日以後に建造に着手された長さ80m未満の貨物船が改造により、長さ80m以上となる場合は改正後の区画規程第三編第三章の規定を適用すること。

(新設)
(新設)

(4) 国際航海に従事しない旅客船を国際航海に従事する旅客船に変更する場合は、当該変更を行う日に建造された船舶として取り扱うこと。

附属書[1] 区画指数の計算方法

1. 本附属書において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1)～(6) (略)
 - (7) トリムとは、満載喫水線規則第5条の船首垂線及び船尾垂線においてそれぞれ測った船首喫水と船尾喫水の差をいう。
 - (8) 喫水(d')とは、Lfの中央におけるキール線から考慮する喫水までの垂直距離をいい、その単位は、メートル(m)とする。
 - (9)～(11) (略)
 - (12) 機関室区域とは、ボイラー、発電機及び推進のための電動モーターを含む主推進機関及び補助推進機関を収容する水密隔壁間の区域をいう。
 - (13) (略)
2. 部分区画指数As、Ap及びA1は、次に掲げる条件で計算しなければならない。
 - (1) 最高区画喫水及び部分区画喫水についてはトリムが無いものとし、軽荷航海喫水に対しては想定した航海上のトリムを用いても差し支えない。最高区画喫水から軽荷航海喫水までの各喫水で予想されるいずれかの航海状態におけるトリムが、計算に使用したトリムと比較して、トリムの差が0.005Lfを超える場合、予想されるすべての航海状態について、計算に使用したいずれかの参照トリムと比較して、トリムの差が0.005Lf以下となる

附属書[1] 区画指数の計算方法

1. 本附属書において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1)～(6) (略)
 - (7) トリムとは、船首端と船尾端でそれぞれ測った船首喫水と船尾喫水の差をいう。
 - (8) 喫水(d')とは、Lsの中央におけるキール線から考慮する喫水までの垂直距離をいい、その単位は、メートル(m)とする。
 - (9)～(11) (略)
 - (12) 機関区域とは、ボイラー、発電機及び推進のための電動モーターを含む主推進機関及び補助推進機関を収容する水密隔壁間の区域をいう。
 - (13) (略)
2. 部分区画指数As、Ap及びA1は、次に掲げる条件で計算しなければならない。
 - (1) 最高区画喫水及び部分区画喫水についてはトリムが無いものとし、軽荷航海喫水に対しては実際の航海上のトリムを用いるものとする。いずれかの航海状態において、計算に使用したトリムと比較して、トリムの差が0.005Lsを超える場合、同じ喫水で異なるトリムの1つ以上の状態について部分区画指数を計算し、すべての航海状態について、計算に使用したいずれかの参照トリムと比較して、トリムの差が0.005Lsより小さくなるように

ことを確認するために同じ喫水で十分なトリムの状態について部分区画指数を計算しなければならない。

(2)～(5) (略)

(6) 浸水の中間段階及び最終段階における平衡状態の残存復原力曲線の正の復原艇を決定する場合、非損傷時の積載状態の排水量を用いるものとする。すべての計算は、船舶のトリム変化の影響を考慮して行う。

3. 残存確率(s_i)の計算

3.1 任意の初期積付け状態において、損傷状況に対する残存確率(s_i)は、旅客船及び貨物船について、クロスフラッディング設備の備付けの有無の別に、次により決定しなければならない。

3.1.1 貨物船(クロスフラッディング設備を備えるものを除く。)の場合

3.1.2 旅客船及びクロスフラッディング設備を備える貨物船の場合

$$s_i = \min\{s_{\text{intermediate},i} \text{ or } s_{\text{final},i} \cdot s_{\text{mom},i}\}$$

s_{intermediate,i}: 最終平衡状態に至るまでのすべての浸水の中間状態における残存確率で 3.1.2.1 の規定により決定される。

s_{final,i}: 浸水の最終平衡状態における残存確率で 3.1.2.2 の規定により決定される。

s_{mom,i}: 横傾斜モーメントに対する残存確率で 3.1.2.3 の規定により決定される。

3.1.2.1 残存確率 s_{intermediate,i} は平衡前の全ての浸水段階から得られる結果の最小値とし、次式による。また、旅客船の中間

しなければならない。

(2)～(5) (略)

(6) 残存復原力曲線の正の復原艇を決定する場合、非損傷状態の排水量を用いるものとする。

3. 残存確率(s_i)の計算

3.1 任意の初期積付け状態において、損傷状況に対する残存確率(s_i)は、貨物船及び旅客船の別に、次により決定しなければならない。

3.1.1 貨物船の場合

3.1.2 旅客船の場合

$$s_i = \min\{s_{\text{intermediate},i} \text{ or } s_{\text{final},i} \cdot s_{\text{mom},i}\}$$

s_{intermediate,i}: 最終平衡状態に至るまでのすべての浸水の中間状態における残存確率で 3.1.2.1 の規定により決定される。

s_{final,i}: 浸水の最終平衡状態における残存確率で 3.1.2.2 の規定により決定される。

s_{mom,i}: 横傾斜モーメントに対する残存確率で 3.1.2.3 の規定により決定される。

3.1.2.1 残存確率 s_{intermediate,i} は平衡前の全ての浸水段階から得られる結果の最小値とし、次式による。また、中間状態の横

状態の横傾斜角が15°を超える場合及び貨物船の中間段階の横傾斜角が30°を超える場合には、s_{intermediate,i}は0とする。旅客船及び貨物船がクロスフラッディング設備を備える場合には、平衡に要する時間は10分を超えてはならない。

$$s_{\text{intermediate},i} = \left[\frac{GZ_{\text{max}}}{0.05} \cdot \frac{\text{Range}}{7} \right]^{\frac{1}{4}}$$

GZ_{max}: 角度 θ_v までの、正の最大復原艇(m)をいう。ただし、s_{intermediate,i} の算定においては 0.05m 以下とする。

θ_v: 任意の浸水段階における復原艇が負となる角度又は閉鎖された風雨密となり得ない開口が没水する角度(°)

Range: 角度 θ_e から測った正の復原艇の範囲を表す(°)。

ただし、正の範囲は角度 θ_v 以下とし、s_{intermediate,i} の算定においては 7° 以下とする。

θ_e: 任意の浸水段階における平衡横傾斜角(°)

3.1.2.2 残存確率 s_{final,i} は次式による。

$$s_{\text{final},i} = K \cdot \left[\frac{GZ_{\text{max}}}{TGZ_{\text{max}}} \cdot \frac{\text{Range}}{\text{TRange}} \right]^{\frac{1}{4}}$$

K: 係数で次による。

θ_e ≤ θ_{min} の場合: K = 1

傾斜角が15°を超える場合には、s_{intermediate,i}は0とする。クロス・フラッディング設備が要求される場合には、平衡に要する時間は10分を超えてはならない。

$$s_{\text{intermediate},i} = \left[\frac{GZ_{\text{max}}}{0.05} \cdot \frac{\text{Range}}{7} \right]^{\frac{1}{4}}$$

GZ_{max}: 角度 θ_v までの、正の最大復原艇(m)をいう。ただし、s_{intermediate,i} の算定においては 0.05m 以下とする。

θ_v: 任意の浸水段階における復原艇が負となる角度又は閉鎖された風雨密となり得ない開口が没水する角度(°)

Range: 角度 θ_e から測った正の復原艇の範囲を表す(°)。

ただし、正の範囲は角度 θ_v 以下とし、s_{intermediate,i} の算定においては 7° 以下とする。

θ_e: 任意の浸水段階における平衡横傾斜角(°)

3.1.2.2 残存確率 s_{final,i} は次式による。

$$s_{\text{final},i} = K \cdot \left[\frac{GZ_{\text{max}}}{0.12} \cdot \frac{\text{Range}}{16} \right]^{\frac{1}{4}}$$

K: 係数で次による。

θ_e ≤ θ_{min} の場合: K = 1

$\theta_e \geq \theta_{max}$ の場合: $K = 0$

$$K = \sqrt{\frac{\theta_{max} - \theta_e}{\theta_{max} - \theta_{min}}}$$

その他の場合:

ここで、 θ_{min} は旅客船の場合 7° 、貨物船の場合 25° とし、

θ_{max} は旅客船の場合 15° 、貨物船の場合 30° とする。

θ_v 、 θ_e : 3.1.2.1 による。

GZ_{max} : 角度 θ_v 以下の、正の最大復原挺 (m) を表す。ただし、 $S_{final,i}$ の算定において TGZ_{max} 以下とする。

Range: 角度 θ_e から測った正の復原挺の範囲を表す ($^\circ$)。ただし、正の範囲は角度 θ_v 以下とし、

$S_{final,i}$ の算定において Range は TRange 以下とする。

TGZmax: ロールオン・ロールオフ旅客船について、ロールオン・ロールオフ区域に關係するそれぞれの損傷の場合には $0.20(m)$ とする。それ以外の場合には $0.12(m)$ とする。

TRange: ロールオン・ロールオフ旅客船について、ロ

$\theta_e \geq \theta_{max}$ の場合: $K = 0$

$$K = \sqrt{\frac{\theta_{max} - \theta_e}{\theta_{max} - \theta_{min}}}$$

その他の場合:

ここで、 θ_{min} は 7° とし、 θ_{max} は 15° とする。

θ_v 、 θ_e : 3.1.2.1 による。

GZ_{max} : 3.1.2.1 による。ただし、 $S_{final,i}$ の算定においては $0.12(m)$ 以下とする。

Range: 3.1.2.1 による。ただし、 $S_{final,i}$ の算定においては 16° 以下とする。

ールオン・ロールオフ区域に關係するそれぞれの損傷の場合には 20° とする。それ以外の場合には 16° とする。

3.1.2.3 残存確率 S_{momj} は次式による。

$$S_{momj} = \frac{(GZ_{max} - 0.04) \cdot V}{M_{heel}}$$

GZ_{max} : 3.1.2.1 による。

V: 最高区画喫水、部分区画喫水及び軽荷航海喫水それぞれの喫水における非損傷時の船舶の排水量

M_{heel} : 横傾斜モーメントで、3.1.2.4 の規定による。

3.1.2.4 傾斜モーメント M_{heel} は次式による。また、算式中の $M_{passenger}$ 、 M_{wind} 及び $M_{Survivalcraft}$ は次の (1) から (3) にてそれぞれ決定しなければならない。

$$M_{heel} = \text{maximum} \{ M_{passenger} \text{ or } M_{wind} \text{ or } M_{Survivalcraft} \}$$

(1) $M_{passenger}$ は、旅客の移動により生じる仮想最大横傾斜モーメントをいい、次の算式により得られる。

$$(a) M_{passenger} = (0.075 \cdot N_p) \cdot (0.45 \cdot B_s) (t \cdot s)$$

N_p : 当該最高区画喫水に対して、運航時に船上に乗せることが許可された旅客の最大人数

B_s : 区画についての船の幅

(b) (略)

(2) M_{wind} は、損傷時に作用する仮想最大風力モーメントをいい、次の算式により得られる。

$$M_{wind} = (P \cdot A \cdot Z) / 9.806 (t \cdot m)$$

3.1.2.3 残存確率 S_{momj} は次式による。

$$S_{momj} = \frac{(GZ_{max} - 0.04) \cdot V}{M_{heel}}$$

GZ_{max} : 3.1.2.1 による。

V: 区画喫水における非損傷時の船舶の排水量

M_{heel} : 横傾斜モーメントで、3.1.2.4 の規定による。

3.1.2.4 傾斜モーメント M_{heel} は次式による。また、算式中の $M_{passenger}$ 、 M_{wind} 及び $M_{Survivalcraft}$ は次の (1) から (3) にてそれぞれ決定しなければならない。

$$M_{heel} = \text{maximum} \{ M_{passenger} \text{ or } M_{wind} \text{ or } M_{Survivalcraft} \}$$

(1) $M_{passenger}$ は、旅客の移動により生じる仮想最大横傾斜モーメントをいい、次の算式により得られる。

$$(a) M_{passenger} = (0.075 \cdot N_p) \cdot (0.45 \cdot B) (t \cdot s)$$

N_p : 当該最高区画喫水に対して、運航時に船上に乗せることが許可された旅客の最大人数

B: 船の幅

(b) (略)

(2) M_{wind} は、損傷時に作用する仮想最大風力モーメントをいい、次の算式により得られる。

$$M_{wind} = (P \cdot A \cdot Z) / 9.806 (t \cdot m)$$

P: 120 N/mm²とする。
 A: 喫水線より上方の投影側面積 (m²)
 Z: 喫水線より上方の投影側面積の中心から T/2 までの距離 (m)
 T: 最高区画喫水、部分区画喫水及び軽荷航海喫水それぞれの喫水 (m)

(3) (略)

3.2 考慮している喫水線の上方に船幅方向の水密境界を有する区画又は区画群の係数 s の値は、3.1 の規定を適用して定まる値に次の算式により決定される係数 v_m を乗じた値とする。

$$v_m = v(H_{j,n,m}, d') - v(H_{j,n,m-1}, d')$$

$H_{j,n,m}$: 考慮している損傷区画 (船長方向、 $x1_{(j)} \dots x2_{(j+n-1)}$ の範囲) において垂直方向の浸水の範囲を制限すると想定される m 番目の水平境界の基線上の最小高さ (m)

$H_{j,n,m-1}$: 考慮している損傷区画 (船長方向、 $x1_{(j)} \dots x2_{(j+n-1)}$ の範囲) において垂直方向の浸水の範囲を制限すると想定される $m-1$ 番目の水平境界の基線上の最小高さ (m)

$j, n, x1$ 及び $x2$: 2.1 による。

m : 考慮している喫水線から上方に数えた水平境界の数 $v(H_{j,n,m}, d')$ 及び $v(H_{j,n,m-1}, d')$: 係数で次による。

P: 120 N/mm²とする。
 A: 喫水線より上方の投影側面積 (m²)
 Z: 喫水線より上方の投影側面積の中心から T/2 までの距離 (m)
 T: 初期積載状態に対する喫水 (m)

(3) (略)

3.2 考慮している喫水線の上方に船幅方向の水密境界を有する区画又は区画群の係数 s の値は、3.1 の規定を適用して定まる値に次の算式により決定される係数 v_m を乗じた値とする。

$$v_m = v(H_{j,n,m}, d') - v(H_{j,n,m-1}, d')$$

$H_{j,n,m}$: 考慮している損傷区画 (船長方向、 $x1_{(j)} \dots x2_{(j+n-1)}$ の範囲) において垂直方向の浸水の範囲を制限すると想定される m 番目の水平境界の基線上の最小高さ (m)

$H_{j,n,m-1}$: 考慮している損傷区画 (船長方向、 $x1_{(j)} \dots x2_{(j+n-1)}$ の範囲) において垂直方向の浸水の範囲を制限すると想定される $m-1$ 番目の水平境界の基線上の最小高さ (m)

$j, n, x1$ 及び $x2$: 2.1 による。

m : 考慮している喫水線から上方に数えた水平境界の数 $v(H_{j,n,m}, d')$ 及び $v(H_{j,n,m-1}, d')$: 係数で次による。

$$H_m - d' \leq 7.8 \text{ (m) の場合 : } v(H, d') = 0.8 \frac{(H - d')}{7.8}$$

$$\text{その他の場合 : } v(H, d') = 0.8 + 0.2 \left[\frac{(H - d') - 7.8}{4.7} \right]$$

ただし、 H_m が ($x1_{(j)} \dots x2_{(j+n-1)}$) の範囲内における船舶の水密境界の最上端と一致する場合、 $v(H_{j,n,m}, d')$ は 1 とする。

また、 $v(H_{j,n,0}, d')$ は 0 とする。

算式による v_m が 0 未満となる場合及び 1 を超える場合については、 v_m はそれぞれ 0 又は 1 としなければならない。
 なお、隔壁甲板を貫通する空気の船体内に設ける開口が水密の閉鎖手段を備えていない場合は、保護されていない開口とみなす。

3.5 船体の沈下、横傾斜及びトリムを考慮して、浸水の中間段階又は最終段階において次の (1) から (3) のいずれかの状況が発生する場合、残存確率 si は 0 とする。

- (1) 旅客船の隔壁甲板及び貨物船の乾舷甲板における垂直脱出倉口が没水する場合
- (2) 旅客船の隔壁甲板及び貨物船の乾舷甲板上的水密戸、平衡装置、水密隔壁の管又は通風ダクトの弁を操作する制御装置に近づけなくなる又は操作不能になる場合
- (3) 想定される損傷の区画内に配置される水密性を有する境界を貫通する管又は通風ダクトが没水し、浸水を想定していない区画への浸水を引き起こす場合

$$H_m - d' \leq 7.8 \text{ (m) の場合 : } v(H, d') = 0.8 \frac{(H - d')}{7.8}$$

$$\text{その他の場合 : } v(H, d') = 0.8 + 0.2 \left[\frac{(H - d') - 7.8}{4.7} \right]$$

ただし、 H_m が ($x1_{(j)} \dots x2_{(j+n-1)}$) の範囲内における船舶の水密境界の最上端と一致する場合、 $v(H_{j,n,m}, d')$ は 1 とする。

また、 $v(H_{j,n,0}, d')$ は 0 とする。

算式による v_m が 0 未満となる場合及び 1 を超える場合については、 v_m はそれぞれ 0 又は 1 としなければならない。

3.5 船体の沈下、横傾斜及びトリムを考慮して、浸水の中間段階(旅客船に限る。)又は最終段階において次の (1) から (3) のいずれかの状況が発生する場合、残存確率 si は 0 とする。

- (1) 隔壁甲板における垂直脱出倉口が没水する場合
- (2) 隔壁甲板上的水密戸、平衡装置、水密隔壁の管又は通風ダクトの弁を操作する制御装置に近づけなくなる又は操作不能になる場合
- (3) 区画内に配置される水密を維持する管又は通風ダクトが没水する場合

<p>心得附則(令和元年12月23日) (適用期日) 本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。 (経過措置) (a) 令和2年1月1日前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあっては、令和2年7月1日前に建造に着手されたもの)であって令和6年1月1日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、改正後の10-2.0(a)、第二編第三章(B)、40.1(a)及び(b)、41.0(a)、45.2(a)、56.0(a)及び(b)、67.1(a)、67.2(a)、68.0(a)、附屬書「1」1.(7)及び(8)、2.(1)及び(6)、3.1、3.2、3.5の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>	
--	--

○船舶検査心得 5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則	5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則	
<p>(放射性輸送物の安全の確認等)</p> <p>86.0 (a) 放射性輸送物設計承認申請書及び放射性輸送物設計変更承認申請書の様式は、それぞれ以下のとおりとする。 (放射性輸送物設計承認申請書) 様式 (略) 備考 (1)～(3) (略) (4) 用紙の大きさは、原則として日本産業規格A列4番とし、横書きとすること。</p> <p>(放射性輸送物設計変更承認申請書) 様式 (略) 備考 (1) (略) (2) 用紙の大きさは、原則として日本産業規格A列4番とし、横書きとすること。</p> <p>(b)～(c) (略)</p> <p>(d) 設計承認を受けた放射性輸送物について当該放射性輸送物の設計がIAEA輸送規則に適合する旨の証明を必要とする場合は、以下の様式により放射性輸送物設計承認英文証明願を提出させること。 様式 (略) 備考 用紙の大きさは、原則として日本産業規格A列4番とし、横書きとすること。</p>	<p>(放射性輸送物の安全の確認等)</p> <p>86.0 (a) 放射性輸送物設計承認申請書及び放射性輸送物設計変更承認申請書の様式は、それぞれ以下のとおりとする。 (放射性輸送物設計承認申請書) 様式 (略) 備考 (1)～(3) (略) (4) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。</p> <p>(放射性輸送物設計変更承認申請書) 様式 (略) 備考 (1) (略) (2) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。</p> <p>(b)～(c) (略)</p> <p>(d) 設計承認を受けた放射性輸送物について当該放射性輸送物の設計がIAEA輸送規則に適合する旨の証明を必要とする場合は、以下の様式により放射性輸送物設計承認英文証明願を提出させること。 様式 (略) 備考 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。</p>	

87.1 (a) 放射性輸送物安全確認申請書の様式は、以下のとおりとする。

(非承認容器使用時)

様式 (略)

備考

(1)～(10) (略)

(11) 用紙の大きさは、原則として日本産業規格A列4番とし、横書きとすること。

(承認容器使用時)

様式 (略)

備考

(1)～(10) (略)

(11) 用紙の大きさは、原則として日本産業規格A列4番とし、横書きとすること。

(b)～(e) (略)

88.1 (a) 放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認申請書の様式は、以下のとおりとする。

様式 (略)

備考

(1)、(2) (略)

(3) 用紙の大きさは、原則として日本産業規格A列4番とし、横書きとすること。

(b)～(n) (略)

(運送の安全の確認等)

99.1 (a) 放射性輸送物運送計画書安全確認申請書の様式及び記載事項は、以下のとおりとする。

87.1 (a) 放射性輸送物安全確認申請書の様式は、以下のとおりとする。

(非承認容器使用時)

様式 (略)

備考

(1)～(10) (略)

(11) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

(承認容器使用時)

様式 (略)

備考

(1)～(10) (略)

(11) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

(b)～(e) (略)

88.1 (a) 放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認申請書の様式は、以下のとおりとする。

様式 (略)

備考

(1)、(2) (略)

(3) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

(b)～(n) (略)

(運送の安全の確認等)

99.1 (a) 放射性輸送物運送計画書安全確認申請書の様式及び記載事項は、以下のとおりとする。

73

様式 (略)

備考

(1)～(19) (略)

(20) 用紙の大きさは、原則として日本産業規格A列4番とし、横書きとすること。

(b)～(g) (略)

(被ばく管理の特例)

104.1 (a) 被ばく管理特例承認申請書の様式及び記載事項は、以下のとおりとする。

様式 (略)

備考

(1)～(5) (略)

(6) 用紙の大きさは、原則として日本産業規格A列4番とし、横書きとすること。

(特別措置)

107.1.2 (a)～(e) (略)

107.1.3 (a) 線量当量率に係る特別措置申請書の様式及び記載事項は、以下のとおりとする。

様式 (略)

備考

(1)～(6) (略)

(7) 用紙の大きさは、原則として日本産業規格A列4番とし、横書きとすること。

(b) (略)

(特殊な船舶)

141.0 (a) (略)

様式 (略)

備考

(1)～(19) (略)

(20) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

(b)～(g) (略)

(被ばく管理の特例)

104.1 (a) 被ばく管理特例承認申請書の様式及び記載事項は、以下のとおりとする。

様式 (略)

備考

(1)～(5) (略)

(6) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

(特別措置)

107.1.2 (a)～(e) (略)

107.1.3 (a) 線量当量率に係る特別措置申請書の様式及び記載事項は、以下のとおりとする。

様式 (略)

備考

(1)～(6) (略)

(7) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

(b) (略)

(特殊な船舶)

141.0 (a) (略)

74

<p>(b) (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>国海貨第65号(平成17年3月15日付)</u>に基づき、船員の育成及び確保に資することを目的として船員室を設け、これにより総トン数500トン以上510トン未満となることについて、地方運輸局等の内航事業担当課の確認を受けたことを証する書類(国海貨第65号(平成17年3月15日付)別紙様式1)の交付を受けた船舶であること。</p> <p>(タンク内の引火性蒸気の置換等)</p> <p>328.2 (a) (略)</p> <p><u>(b) 第3号の空気管の開口は、船舶の防火構造の基準を定める告示第43条第3号に掲げる空気管の開口をいう。</u></p>	<p>(b) (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>国海内第43号(平成30年7月30日付)</u>に基づき、船員の確保・育成を目的とした船員室の増設又は拡大について、地方運輸局等の内航事業担当課の確認を受けたことを証する書類の交付を受けた船舶であること。</p> <p>(タンク内の引火性蒸気の置換等)</p> <p>328.2 (a) (略)</p> <p>(新設)</p>	
<p>心得附則(令和元年12月23日)</p> <p><u>(適用期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。</u></p>		

○船舶検査心得 5-2 船舶による危険物の運送基準等を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>5-2 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 (貨物タンク)</p> <p>29-2.0 (a) 「船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が適当と認めるもの」とは、<u>日本産業規格「船用電気設備—第502部:タンカ—個別規定」</u>をいう。</p> <p style="text-align: center;">別表第1</p> <p>(a)～(b)</p> <p>(c) 「ファイバ板箱」には、<u>日本産業規格Z1506の外装用段ボール箱のうち、複両面段ボール箱2種から4種までの規格に適合する段ボール箱も含む。</u></p>	<p>5-2 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 (貨物タンク)</p> <p>29-2.0 (a) 「船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が適当と認めるもの」とは、<u>日本工業規格「船用電気設備—第502部:タンカ—個別規定」</u>をいう。</p> <p style="text-align: center;">別表第1</p> <p>(a)～(b)</p> <p>(c) 「ファイバ板箱」には、<u>日本工業規格Z1506の外装用段ボール箱のうち、複両面段ボール箱2種から4種までの規格に適合する段ボール箱も含む。</u></p>	
<p>心得附則(令和元年12月23日)</p> <p><u>(適用期日)</u></p> <p><u>本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。</u></p>		

改 正 案	現 行	備 考
<p>6-1 船舶機関規則</p> <p>(特殊な船舶)</p> <p>3.0 (a) (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 国海貨第65号(平成17年3月15日付)に基づき、船員の育成及び確保に資することを目的として船員室を設け、これにより総トン数500トン以上510トン未満となることについて、地方運輸局等の内航事業担当課の確認を受けたことを証する書類(国海貨第65号(平成17年3月15日付)別紙様式1)の交付を受けた船舶であること。</p> <p>(貨物タンク)</p> <p>29-2.0 (a) 「船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が適当と認めるもの」とは、日本産業規格「船用電気設備—第502部:タンカ—個別規定」をいう。</p> <p style="text-align: center;">別表第1</p> <p>(a)～(b)</p> <p>(c) 「ファイバ板箱」には、日本産業規格Z1506の外装用段ボール箱のうち、複両面段ボール箱2種から4種までの規格に適合する段ボール箱も含む。</p> <p style="text-align: center;">附属書[4] 構造等の基準</p> <p>5 動力伝達装置及び軸系</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) プロペラ軸</p> <p>(i) 鍛鋼製のプロペラ軸の径は、次の算式により算定した値以上であること。ただし、第1種プロペラ軸と</p>	<p>6-1 船舶機関規則</p> <p>(特殊な船舶)</p> <p>3.0 (a) (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 国海内第43号(平成30年7月30日付)に基づき、船員の確保・育成を目的とした船員室の増設又は拡大について、地方運輸局等の内航事業担当課の確認を受けたことを証する書類の交付を受けた船舶であること。</p> <p>(貨物タンク)</p> <p>29-2.0 (a) 「船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が適当と認めるもの」とは、日本工業規格「船用電気設備—第502部:タンカ—個別規定」をいう。</p> <p style="text-align: center;">別表第1</p> <p>(a)～(b)</p> <p>(c) 「ファイバ板箱」には、日本工業規格Z1506の外装用段ボール箱のうち、複両面段ボール箱2種から4種までの規格に適合する段ボール箱も含む。</p> <p style="text-align: center;">附属書[4] 構造等の基準</p> <p>5 動力伝達装置及び軸系</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) プロペラ軸</p> <p>(i) 鍛鋼製のプロペラ軸の径は、次の算式により算定した値以上であること。ただし、第1種プロペラ軸と</p>	

して認められているマルテンサイト系析出硬化型ステンレス鋼及び第2種プロペラ軸にあつては、次の算

550

式中「Tp+160」を「1」と置き替えること。また、軸が中空であつてその内径がその実際の外径の0.4倍以下である場合は、次の算式中

$$\frac{1}{1-(di/da)^4} \text{を「1」と置き替えて差し支えない。}$$

$$dp = 100K_2^3 \sqrt{\frac{H}{R} \cdot \frac{550}{Tp+160} \cdot \frac{1}{1-(di/da)^4}}$$

- dp: プロペラ軸の径(mm)
- H: 連続最大出力時の軸馬力(kW)
- R: 連続最大出力時のプロペラ軸の回転数(rpm)
- K2: 表10に掲げるプロペラ軸の設計に関する係数
- Tp: 材料の規格最小引張強さ(N/mm²)。ただし、規格最小引張強さが590N/mm²を超える鍛鋼品又は460N/mm²を超える高力黄銅棒にあつては、それぞれ590N/mm²又は460N/mm²とする。
- di: 軸が中空である場合のその内径(mm)
- da: 軸が中空である場合のその実際の外径(mm)

表10 (略)

- (ii)～(iv) (略)
- (v) プロペラ軸又は船尾管内にある中間軸であつて、スリーブを設ける場合については、次に掲げるところによる。
- (i) スリーブの厚さは、次の算式により算定した値以上であること。

して認められているマルテンサイト系析出硬化型ステンレス鋼及び第2種プロペラ軸にあつては、次の算

550

式中「Tp+160」を「1」と置き替えること。また、軸が中空であつてその内径がその実際の外径の0.4倍以下である場合は、次の算式中

$$\frac{1}{1-(di/da)^4} \text{を「1」と置き替えて差し支えない。}$$

$$dp = 100K_2^3 \sqrt{\frac{H}{R} \cdot \frac{550}{Tp+160} \cdot \frac{1}{1-(di/da)^4}}$$

- dp: 中間軸の径(mm)
- H: 連続最大出力時の軸馬力(kW)
- R: 連続最大出力時のプロペラ軸の回転数(rpm)
- K2: 表10に掲げるプロペラ軸の設計に関する係数
- Tp: 材料の規格最小引張強さ(N/mm²)。ただし、規格最小引張強さが590N/mm²を超える鍛鋼品又は460N/mm²を超える高力黄銅棒にあつては、それぞれ590N/mm²又は460N/mm²とする。
- di: 軸が中空である場合のその内径(mm)
- da: 軸が中空である場合のその実際の外径(mm)

表10 (略)

- (ii)～(iv) (略)
- (v) プロペラ軸又は船尾管内にある中間軸であつて、スリーブを設ける場合については、次に掲げるところによる。
- (i) スリーブの厚さは、次の算式により算定した値以上であること。

<p> $t_1=0.03dp+7.5$ $t_2=(3/4)t_1$ t_1: 船尾管軸受又は張出軸受の軸受面に触れる部分の厚さ(mm) t_2: その他の部分の厚さ(mm) dp: (i)の算式により算定したプロペラ軸の径 <u>((iii)の規定によりプロペラ軸の径を減じた場合は、減じた後のプロペラ軸の径)(mm)</u> (p) (略) </p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 船尾管及び張出軸受</p> <p>(i) プロペラの重量を支える船尾管の軸受の後端又は張出し軸受の構造については、次に掲げるところによる。</p> <p>(i) 海水潤滑を行う軸受</p> <p>1) 長さは、(4)(i)の算式により算定したプロペラ軸の径(中空である軸にあつては、中空補正後の径、(4)(iii)又は(9)の規定により補正を行った場合は、補正後の径)の4倍又は実径の3倍のうちいずれか大きい方の値以上であること。</p> <p>2) (略)</p> <p>(p) ホワイトメタルを用いる油潤滑を行う軸受</p> <p>1) 長さは、(4)(i)の算式により算定したプロペラ軸の径(中空である軸にあつては、中空補正後の径、(4)(iii)又は(9)の規定により補正を行った場合は、補正後の径)の2.5倍又は実径の2.0倍のうちいずれか大きい方の値以上であること。</p> <p>2) 1)の規定にかかわらず、軸受内部の油の温度を確認する装置が備え付けられている場合、</p>	<p> $t_1=0.03dp+7.5$ $t_2=(3/4)t_1$ t_1: 船尾管軸受又は張出軸受の軸受面に触れる部分の厚さ(mm) t_2: その他の部分の厚さ(mm) dp: (i)の算式により算定したプロペラ軸の径 <u>(mm)</u> (p) (略) </p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 船尾管及び張出軸受</p> <p>(i) プロペラの重量を支える船尾管の軸受の後端又は張出し軸受の構造については、次に掲げるところによる。</p> <p>(i) 海水潤滑を行う軸受</p> <p>1) 長さは、(4)(i)の算式により算定したプロペラ軸の径(中空である軸にあつては、<u>中空補正後の径</u>)の4倍又は実径の3倍のうちいずれか大きい方の値以上であること。</p> <p>2) (略)</p> <p>(p) ホワイトメタルを用いる油潤滑を行う軸受</p> <p>1) 長さは、(4)(i)の算式により算定したプロペラ軸の径(中空である軸にあつては、<u>中空補正後の径</u>)の2.5倍又は実径の2.0倍のうちいずれか大きい方の値以上であること。</p> <p>2) 1)の規定にかかわらず、軸受内部の油の温</p>
---	--

<p> 軸受の長さについては、(4)(i)の算式により算定したプロペラ軸の径 <u>((4)(iii)又は(9)の規定により補正を行った場合は、補正後の径)</u> の2.0倍又は実径の1.5倍のうちいずれか大きい方の値以上として差し支えない。 3)~5) (略) </p> <p>(ii) (略)</p>	<p> 度を確認する装置が備え付けられている場合、軸受の長さについては、(4)(i)の算式により算定したプロペラ軸の径の2.0倍又は実径の1.5倍のうちいずれか大きい方の値以上として差し支えない。 3)~5) (略) </p> <p>(ii) (略)</p>
<p> <u>心得附則(令和元年12月23日)</u> <u>(適用期日)</u> <u>本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。</u> </p>	

改 正 案	現 行	備 考
7-2 漁船特殊規程 (特殊な漁船) 3.0 (a)～(c) (略)	7-2 漁船特殊規程 (特殊な漁船) 3.0 (a)～(c) (略)	
(d) <u>第51条の10第1項後段の規定により、機関の出力に応じて追加で備え付けなければならない持運び式の泡消火器に代えて、船舶消防設備規則に規定する持運び式の鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を備え付ける場合は、本条の規定により合格と認めて差し支えない。</u>	(新設)	
(e) <u>ヘリコプターの離発着を予定する特殊な運用の行われる漁船は、特殊な漁船として取り扱い、これらの消防設備については資料を添えて海事局検査測度課長まで伺い出ること。ただし、ICS(International Camber of Shipping)の定めたGuide to Helicopter/Ship Operationsに従って施設される場合を除く。</u>	(新設)	
<u>心得附則(令和元年12月23日) (適用期日) 本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。 (経過措置) 令和2年1月1日前に建造され、又は建造に着手されたものについては、改正後の3.0(e)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</u>		

改 正 案	現 行	備 考
9-1 小型船舶安全規則 (げん側諸開口)	9-1 小型船舶安全規則 (げん側諸開口)	
12.0 (a) (1) 上甲板下の外板に設ける窓は、 <u>日本産業規格「船用丸窓」C級の規格に適合する丸窓又はこれと同等以上のもの</u> とすること。ただし、窓の下縁が満載状態における喫水線上500mmの位置より上方にあり、かつ、10.2(c)に適合する板厚のガラスを有する場合はこの限りではない。	12.0 (a) (1) 上甲板下の外板に設ける窓は、 <u>日本工業規格「船用丸窓」C級の規格に適合する丸窓又はこれと同等以上のもの</u> とすること。ただし、窓の下縁が満載状態における喫水線上500mmの位置より上方にあり、かつ、10.2(c)に適合する板厚のガラスを有する場合はこの限りではない。	
(2) (略)	(2) (略)	
(救命設備の備付数量)	(救命設備の備付数量)	
58.1 (a) (略)	58.1 (a) (略)	
58.2 (a) 「非常の際に付近の船舶その他の施設に対し必要な信号を有効確実に発信できる設備であって国土交通大臣が定めるもの」とは、 <u>小型船舶安全規則第58条第2項第1号の設備を定める告示(運輸省告示第343号平成6年5月19日)によるが、同告示第4号の「非常の際に陸上との間で有効かつ確実に通信を行うことができる無線電話装置」とは、次に掲げる無線電話とする。</u>	58.2 (a) 「非常の際に付近の船舶その他の施設に対し必要な信号を有効確実に発信できる設備であって国土交通大臣が定めるもの」とは、 <u>小型船舶安全規則第58条第2項第1号の設備を定める告示(運輸省告示第343号平成6年5月19日)によるが、同告示第4号の「非常の際に陸上との間で有効かつ確実に通信を行うことができる無線電話装置」とは、次に掲げる無線電話とする。</u>	
(1) 漁業無線	(1) 漁業無線	
(2) 5W出力型VHF無線電話(マリンVHFを含む。)ただし、16ch(156.8MHz)(緊急通信用)付きのものに限る。	(2) 5W出力型VHF無線電話(マリンVHFを含む。)ただし、16ch(156.8MHz)(緊急通信用)付きのものに限る。	
(3) 国際VHF(VHF無線電話)	(3) 国際VHF(VHF無線電話)	
(4) <u>サテライト・マリンホン</u>	(4) <u>サテライトマリンホン</u>	
(5) サテライトホンDoPaN21	(5) サテライトホンDoPaN21	
(6) ワイドスターマリンホン	(6) ワイドスターマリンホン	
(7) ワイドスターDoPaN21	(7) ワイドスターDoPaN21	
(8) ワイドスター・デュオ	(8) ワイドスター・デュオ	

- (9) 衛星船舶・車載端末01
 (10) インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB
 (11) イリジウム
 (12) Isat Phone Pro、Isat Phone 2
 (13) Oceana 800
 (14) スラヤ衛星電話
- (b) 「検査機関が当該小型船舶の通信設備等を考慮して差し支えないと認める場合は、検査機関の指示するところによる」とは、次によること。
- (1) 次のいずれかの通信設備を備える場合にあっては、小型船舶用火せん二個を省略することができる。
- 漁業無線
 国際VHF
 サテライト・マリンホン
 サテライトホンDoPaN21
 ワイドスター・マリンホン
 ワイドスターDoPaN21
 ワイドスター・デュオ
 衛星船舶・車載端末01
 インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB
 イリジウム
Isat Phone Pro、Isat Phone 2
 Oceana 800
 スラヤ衛星電話
 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(救命設備規則第39条の規定に適合するもの)

- (9) 衛星船舶・車載端末01
 (10) インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB
 (11) イリジウム
 (12) Isat Phone Pro
 (13) Oceana 800
 (14) スラヤ衛星電話
- (b) 「検査機関が当該小型船舶の通信設備等を考慮して差し支えないと認める場合は、検査機関の指示するところによる」とは、次によること。
- (1) 次のいずれかの通信設備を備える場合にあっては、小型船舶用火せん二個を省略することができる。
- 漁業無線
 国際VHF
 サテライト・マリンホン
 サテライトホンDoPaN21
 ワイドスター・マリンホン
 ワイドスターDoPaN21
 ワイドスター・デュオ
 衛星船舶・車載端末01
 インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB
 イリジウム
Isat Phone Pro
 Oceana 800
 スラヤ衛星電話
 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(救命設備規則第39条の規定に適合するもの)

83

- 小型船舶用軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(小安則第57条の3の規定に適合するもの)
 (2) (略)
- (消防設備の備付け)
- 70.2&3 (a) (略)
- 70.2 (a) 「消防用バケツ又は手おけ」は原則として木、金属、プラスチック等の固形の材料で作られたもので外面を赤色とすること。また、海水を汲み上げるに十分な長さ(少なくとも2.5メートル)の紐が取り付けられていること。ただし、布製のもので次の要件に適合するものは、本条の「消防用バケツ又は手おけ」と認めて差し支えない。
- (1) ～ (4) (略)
- (5) 上端及び下端の周囲に、径6mm以上のロープが堅固に取り付けられている等、消火作業時の水の汲み上げ及び射水に支障がないこと。
- (6) ～ (7) (略)
- (航海用具の備付け)
- 82.1 (a) (略)
- (b) 第1号の表中「ラジオ」の摘要の欄の「その他有効な通信設備を備える船舶」とは、次の設備を備える船舶をいう。
- (1) HF無線電話、HF直接印刷電信、HFデジタル選択呼出装置又はHFデジタル選択呼出聴守装置
 (2) インマルサット等直接印刷電信又はインマルサット等無線電話
 (3) MF無線電話又はMFデジタル選択呼出装置
 (4) SSB無線電話
 (5) 27MHz無線電話
 (6) 40MHz無線電話

- 小型船舶用軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置(小安則第57条の3の規定に適合するもの)
 (2) (略)
- (消防設備の備付け)
- 70.2&3 (a) (略)
- 70.2 (a) 「消防用バケツ又は手おけ」は原則として木、金属、プラスチック等の固形の材料で作られたもので外面を赤色とすること。また、海水を汲み上げるに十分な長さ(少なくとも2.5メートル)の紐が取り付けられていること。ただし、布製のもので次の要件に適合するものは、本条の「消防用バケツ又は手おけ」と認めて差し支えない。
- (1) ～ (4) (略)
- (5) 上端及び下端の周囲に、径6mm以上のロープが堅固に取り付けられていること。
- (6) ～ (7) (略)
- (航海用具の備付け)
- 82.1 (a) (略)
- (b) 第1号の表中「ラジオ」の摘要の欄の「その他有効な通信設備を備える船舶」とは、次の設備を備える船舶をいう。
- (1) HF無線電話、HF直接印刷電信、HFデジタル選択呼出装置又はHFデジタル選択呼出聴守装置
 (2) インマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話
 (3) MF無線電話又はMFデジタル選択呼出装置
 (4) SSB無線電話
 (5) 27MHz無線電話
 (6) 40MHz無線電話

84

<p>(7) 150MHz無線電話(国際VHF)</p> <p>(8) サテライト・マリンホン、サテライトホン DoPaN21、ワイドスター・マリンホン、ワイドスター DoPaN21、ワイドスター・デュオ又は衛星船舶・車載 端末01</p> <p>(9) インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、 インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</p> <p>(10) イリジウム</p> <p>(11) <u>Isat Phone Pro、Isat Phone 2</u></p> <p>(12) Oceana 800</p> <p>(13) スラヤ衛星電話</p> <p>附属書[3] 軽合金製船体工作基準</p> <p>1. アルミニウム合金船体に使用するアルミニウム合金材は、<u>日本産業規 格のうち、表1に掲げる規格に適合するものであること。</u> 表1 (略)</p>	<p>(7) 150MHz無線電話(国際VHF)</p> <p>(8) サテライトマリンホン、サテライトホンDoPaN21、 ワイドスター・マリンホン、ワイドスターDoPaN21、 ワイドスター・デュオ又は衛星船舶・車載端末01</p> <p>(9) インマルサットミニM、インマルサットFleet F33、 インマルサットFleet F55、インマルサットFleet F77、インマルサットFB</p> <p>(10) イリジウム</p> <p>(11) <u>Isat Phone Pro</u></p> <p>(12) Oceana 800</p> <p>(13) スラヤ衛星電話</p> <p>附属書[3] 軽合金製船体工作基準</p> <p>1. アルミニウム合金船体に使用するアルミニウム合金材は、<u>日本工業規 格のうち、表1に掲げる規格に適合するものであること。</u> 表1 (略)</p>	
<p><u>心得附則(令和元年12月23日)</u> <u>(適用期日)</u> <u>本改正後の心得は、令和2年1月1日から適用する。</u></p>		

